

○生活安全関係営業者等に対する行政処分に関する訓令

平成12年9月1日

公安委員会訓令第3号

注 令和7年8月から改正経過を注記した。

生活安全関係営業者等に対する行政処分に関する訓令を次のように定める。

生活安全関係営業者等に対する行政処分に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 処分事由の報告等（第2条・第3条）

第3章 風俗営業等の営業停止命令等の基準（第4条―第16条）

第4章 古物営業、質屋営業、警備業、インターネット異性紹介事業、探偵業及び特定金属くず買受業の営業停止命令等の基準（第17条）

第5章 銃砲等又は刀剣類所持者等の処分量定基準（第18条）

第6章 処分の通知等（第19条―第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、警備業法（昭和47年法律第117号）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）に基づき、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う許可若しくは認定の取消し若しくは廃止又は営業停止その他必要な処分（以下「行政処分」という。）を行うについて必要な事項を定めることを目的とする。

（令8公委訓令3・一部改正）

第2章 処分事由の報告等

（行政処分事由の報告）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、行政処分の事由に当たる事実を認知したときは、様式第1号の行政処分事由報告書により速やかに警察本部長（以下「本部長」とい

う。)に報告しなければならない。

2 生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）は、探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者（以下「探偵業者等」という。）に係る違反行為を把握し、当該探偵業者等の営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄である場合には、様式第2号の通報書により、当該探偵業者等の営業所の所在地を管轄する都道府県警察の探偵業担当課長に対して違反事実を通報すること。

3 生活安全企画課長は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下この項において「風営適正化法規則」という。）第6条の4第2項（風営適正化法規則第74条の3において準用する場合を含む。）において規定する「当該特定の日を記載した通知書」を交付する場合は、様式第3号又は様式第4号により行うものとする。

（令7公委訓令2・令7公委訓令4・一部改正）

（聴聞会の手続）

第3条 生活安全企画課長は、署長から行政処分事由の報告があったときは、本部長の指揮を受けて、行政処分を必要とするものについて、聴聞を行う手続をしなければならない。

2 前項の規定は、他の公安委員会から行政処分事由の通報を受けた場合について準用する。

（令7公委訓令2・一部改正）

第3章 風俗営業等の営業停止命令等の基準

（用語の意義）

第4条 この章における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「取消し」とは、風営適正化法（以下この章において「法」という。）第26条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づき、風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。

(2) 「営業停止命令」とは、法第26条、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場営業、興行場営業、旅館業、住宅宿泊事業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。

(3) 「営業廃止命令」とは、法第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号又は第31条の15第2項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は

店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。

- (4) 「指示処分」とは、法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定に基づき、指示をすることをいう。
- (5) 「法令違反行為」とは、法令（法に基づく条例を含む。）に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第3条第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第30条第1項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第35条若しくは第35条の2に掲げる罪に当たる違法な行為（第5条において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。）若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第17条、第18条、第20条、第21条若しくは第28条に定める重大な不正行為（以下「政令で定める重大な不正行為」という。）をいう。

（複数の営業所に係る営業停止命令等）

第5条 二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の一の営業所における法令等の違反について、当該営業所に係る営業の停止等を命ずる場合、同様の違反が他の営業所においても行われる蓋然性が高く、かつ、指示によっては法の目的を達成するには十分でないと考えられるときには、当該違反の事実を根拠として、当該他の営業所に関しても営業の停止等を命ずることができる。

（令7公委訓令3・追加）

（指示処分との関係）

第6条 風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令（法第26条第2項及び第31条の25第2項の規定に基づくものを除き、風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する複数の営業所に係る命令等を含む。以下同じ。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分（風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する複数の営業所に係る指示処分を含む。以下同じ。）を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第3条第2項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直

ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行うことができるものとする。

- (1) 同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、指導や警告を無視し、又は複数の法令違反行為を行うなど指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合
- (3) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）
- (4) 短期20日以上 の量定に相当する処分事由（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例違反に係る処分事由であって公安委員会において短期20日以上 の量定を定めたものを含む。）に当たる法令違反行為が行われた場合
- (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

（令7公委訓令3・旧第5条繰下・一部改正）

（量定）

第7条 取消し又は営業停止命令（法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく場合を除く。）の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表1に定めるところによるものとする。

- (1) 風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業
 - A 風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあつては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあつては、6月の営業停止命令。
 - B 40日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は、3月。
 - C 20日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は、40日。
 - D 10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日（別表1の処分事由1(36)遊技機変更届出義務違反にあつては基準期間1月）。
 - E 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。
 - F 5日以上20日以下の営業停止命令。基準期間は、7日。
 - G 営業停止命令を行わないもの（指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当

該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。)

H 5日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。

(2) 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業

A 8月の営業停止命令

B 2月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は、4月。

C 1月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は、2月。

D 20日以上4月以下の営業停止命令。基準期間は、1月。

E 10日以上2月以下の営業停止命令。基準期間は、20日。

F 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。

(令7公委訓令3・旧第6条繰下・一部改正)

(取消し)

第8条 取消しは、量定がAである処分事由がある場合及び第14条前段に定める場合のほか、第7条及び第11条から第14条までに定めるところにより、量定の長期が6月に達した場合で、第15条(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

(令7公委訓令3・旧第7条繰下・一部改正)

(営業廃止命令)

第9条 営業廃止命令は、第7条及び第11条から第14条までに定めるところにより、量定の長期が8月に達した場合で、第15条(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

(令7公委訓令3・旧第8条繰下)

(情状による軽減)

第10条 取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、2月以上6月以下の営業停止命令とする。

(令7公委訓令3・旧第9条繰下)

(営業停止命令の併合)

第11条 処分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

(令7公委訓令3・旧第10条繰下)

(複数の営業所に係る営業停止命令の処理)

第12条 二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に関して、一の営業所における法令違反行為を処分事由として他の営業所に係る営業停止命令を行おうとするとき、当該他の営業所に関しても別の法令違反行為に基づく営業停止命令を行おうとしている場合には、当該法令違反行為が一の営業所における法令違反行為と同種の法令違反行為であるか否かを問わず、これらの法令違反行為は第11条に定めるところにより、併合される。なお、同一の営業者が営む複数の営業所への客引き行為など、一つの法令違反行為が複数の営業所に係る法令違反行為となる場合には、それぞれの営業所に関する一つの法令違反行為として、併合することなく営業停止命令を行うものとする。

(令7公委訓令3・追加)

(観念的競合)

第13条 2以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(令7公委訓令3・旧第11条繰下)

(常習違反加重)

第14条 最近1年間に2月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。

また、最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するものを除き、当該営業停止命令の処分事由について第7条及び第10条から第13条までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間

に営業停止命令を受けた回数²の2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

(令7公委訓令3・旧第12条繰下・一部改正)

(営業停止命令に係る期間の決定)

第15条 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて6月又は8月とする。

また、量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、第7条に定める基準期間(第11条又は第12条前段に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、第13条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、第14条後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によることとする。

(2) 量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、第7条及び第10条から第14条までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、2月を下限として(1)前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ア) 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(イ) 最近3年間に同一の処分事由による営業停止命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に許可証の返納又は営業の廃止の届出をしたこと(廃業について相当な理由がある場合を除く。))。

(ウ) 指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

(エ) 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(オ) 従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。

(カ) 悔^{しゅん}悛^んの情が見られないこと。

(キ) 付近の住民からの苦情が多数あること。

(ク) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(ケ) 16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。

イ 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ア) 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

(イ) 営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

(ウ) 最近3年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、悔^{しゅん}の情が著しいこと。

(エ) 具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。

(3) 法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく取消しに伴う場合は6月、法第30条第2項の規定に基づく営業廃止命令に伴う場合は8月とし、法第26条第1項、第30条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。

(4) 一の営業所に関する法令違反行為について、当該営業所のほか、他の営業所に関しても営業停止を命ずる場合、これらの営業停止の期間は、必ずしも同一である必要はなく、営業所ごとに過去の違反歴等の個別具体の事情に応じて決定される。

（令7公委訓令3・旧第13条繰下・一部改正、令7公委訓令4・一部改正）

（行政処分相互の関係）

第16条 取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づくものを除く。）は行わないものとする。

2 営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

（令7公委訓令3・旧第14条繰下・一部改正）

第4章 古物営業、質屋営業、警備業、インターネット異性紹介事業、探偵業及び特定金属くず買受業の営業停止命令等の基準

（令8公委訓令3・改称）

（処分の運用及び量定基準）

第17条 行政処分は、古物営業にあっては別表2、質屋営業にあっては別表3、警備業に

あつては別表 4、インターネット異性紹介事業にあつては別表 5、探偵業にあつては別表 6、特定金属くず買受業にあつては別表 7 にそれぞれ定める処分の運用及び量定基準によるものとする。

(令 7 公委訓令 3・旧第15条繰下、令 8 公委訓令 3・一部改正)

第 5 章 銃砲等又は刀剣類所持者等の処分量定基準

(処分量定基準)

第18条 行政処分は、銃砲等又は刀剣類所持者、射撃教習資格者、射撃練習資格者、クロスボウ射撃資格者、年少射撃資格者にあつては別表 8 に定める量定基準によるものとする。

(令 7 公委訓令 3・旧第16条繰下、令 8 公委訓令 3・一部改正)

第 6 章 処分の通知等

(処分の通知)

第19条 生活安全企画課長は、行政処分の決定があつたときは、様式第 5 号の取消し・営業（廃止・停止）命令通知書（インターネット異性紹介事業者に対する行政処分にあつては、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）に定める様式の指示書又は命令書）により被処分者又は営業所の所在地を管轄する署長を経由し被処分者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、被処分者が所在不明その他の理由により、前項の規定による処分の通知ができないときは、民法（明治29年法律第89号）第98条並びに民事訴訟法（平成 8 年法律第109号）第111条及び第112条の規定に従って、公示送達の手続きを行うものとする。

(令 7 公委訓令 2・一部改正、令 7 公委訓令 3・旧第17条繰下、令 7 公委訓令 4・令 8 公委訓令 3・一部改正)

(処分の執行)

第20条 署長は、前条による通知書の送付を受けたときは、次によりこれを執行しなければならない。

- (1) 通知書を速やかに被処分者に交付し、様式第 6 号の受領証を徴してこれを行なう。
- (2) 許可又は認定の取消し処分を受けた者については、当該許可証又は認定証を返納させる。
- (3) 営業停止処分を受けた者については、当該許可証又は認定証を提出させ、許可証及び備付けの台帳にその旨を記載し、その停止期間中その署に保管する。

2 署長は、行政処分の執行を完了したときは、様式第7号の行政処分執行報告書によりその状況を速やかに報告しなければならない。

3 署長は、行政処分を受ける者が住所不明等のために処分の執行ができないときは、その理由を付し、速やかに通知書を返納しなければならない。

(令7公委訓令2・一部改正、令7公委訓令3・旧第18条繰下、令7公委訓令4・一部改正)

(審査請求)

第21条 署長は、行政処分の執行を受けた者から、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求があったときは、その概要を直ちに警務部総務課公安委員会補佐室長に電話報告するとともに関係書類に意見を付して速やかに送付しなければならない。

(令7公委訓令3・旧第19条繰下)

(知事に対する通知)

第22条 公安委員会は、風営適正化法第26条第2項、第30条第3項、第31条の25第2項、第34条第2項、又は第35条に規定する営業停止命令を命じたときは、同法第42条に規定するところにより知事に対し、様式第8号によって通知しなければならない。

(令7公委訓令2・一部改正、令7公委訓令3・旧第20条繰下、令7公委訓令4・一部改正)

(処分の公表)

第23条 公安委員会は、次に掲げる事由に該当する行政処分（以下「公表対象処分」という。）の決定をしたときは、当該行政処分を公表するものとする。ただし、指示処分については、当該指示処分の被処分者が過去3年以内に指示処分を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限る。

(1) 警備業法

- ア 認定の取消し（第8条）
- イ 指示処分（第48条）
- ウ 営業停止命令（第49条第1項）
- エ 営業廃止命令（第49条第2項）

(2) 探偵業の業務の適正化に関する法律

- ア 指示処分（第14条）
- イ 営業停止命令（第15条第1項）

ウ 営業廃止命令（第15条第2項）

2 公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 認定の番号又は届出書の番号
- (2) 被処分者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (4) 処分内容
- (5) 処分年月日
- (6) 処分理由及び根拠法令

3 公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 生活安全部生活安全企画課での公表対象処分表（様式第9号）の備付け
- (2) 公安委員会のホームページにおける公表対象処分表の掲載

4 公安委員会は、被処分者の主たる営業所の所在地が鳥取県以外にあるときは、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、公表対象処分表の写しを送付するものとする。
また、被処分者の主たる営業所の所在地が鳥取県にあり、他の公安委員会から公表対象処分を行った旨の通知を受けたときは、第3項に定める方法により公表を行う。

5 公表の期間は、当該行政処分が行われた日から起算して3年間とする。

（令7公委訓令2・一部改正、令7公委訓令3・旧第21条繰下、令7公委訓令4・一部改正）

附 則

1 この訓令は、平成12年9月1日から施行する。

2 警備業法に基づく指示及び営業停止の処分基準等について（例規通達）（平成5年3月12日鳥防少例規第1号）は廃止する。

附 則（平成13年公安委員会訓令第1号）

この訓令の規定は、平成13年4月16日から施行する。

附 則（平成14年公安委員会訓令第1号）

平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会訓令第3号）

この訓令は、平成18年6月15日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成20年1月31日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成20年12月25日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会訓令第2号）

附 則（平成23年2月24日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年9月8日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、平成23年9月8日から施行する。

附 則（平成24年3月16日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成24年3月16日から施行する。ただし、別表5別記中(22)及び(23)の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月7日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成24年12月7日から施行する。

附 則（平成27年3月6日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成27年3月9日から施行する。

附 則（平成27年7月17日公安委員会訓令第5号）

この訓令は、平成27年7月17日から施行する。

附 則（平成28年3月31日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月20日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成29年6月9日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成29年6月9日から施行する。

附 則（平成30年3月20日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（令和元年6月25日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（令和2年7月8日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、令和 2 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 22 日公安委員会訓令第 1 号）
（施行期日）

1 この規程は、令和 3 年 1 月 22 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の改正前の規定に基づいて作成した様式は、この訓令の改正後の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則（令和 3 年 7 月 5 日公安委員会訓令第 3 号）

この訓令は、令和 3 年 7 月 5 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 11 日公安委員会訓令第 1 号）

この規程は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 17 日公安委員会訓令第 3 号）

この訓令は、令和 4 年 6 月 17 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 3 日公安委員会訓令第 4 号）

この訓令は、令和 4 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 5 日公安委員会訓令第 3 号）

この訓令は、令和 5 年 6 月 5 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 1 日公安委員会訓令第 6 号）

この訓令は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 12 日公安委員会訓令第 4 号）

この訓令は、令和 6 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 10 日公安委員会訓令第 1 号）

この訓令は、令和 7 年 2 月 10 日から施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 1 日公安委員会訓令第 2 号）

この訓令は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 10 月 9 日公安委員会訓令第 3 号）

この訓令は、令和 7 年 10 月 9 日から施行する。

附 則（令和 7 年 11 月 21 日公安委員会訓令第 4 号）

この訓令は、令和 7 年 11 月 28 日から施行する。

附 則（令和 8 年 6 月 25 日公安委員会訓令第 3 号）

この訓令は、令和 8 年 6 月 25 日から施行する。

別表 1

(令 7 公委訓令 3 ・ 一部改正)

処分事由	関係条項	量定
1 風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第26条第1項） ＜法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為＞		
(1) 無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第A1号	
(2) 不正の手段による風俗営業の許可の取得	第3条第1項、第49条第A2号	
(3) 許可申請書等虚偽記載	第5条第1項、第55条第E1号	
(4) 許可証亡失・滅失届出義務違反	第5条第4項	G
(5) 許可証等掲示義務違反	第6条、第56条第1号	G
(6) 不正の手段による風俗営業の相続承認の取得	第7条第1項、第49条第A2号	
(7) 不正の手段による風俗営業の合併承認の取得	第7条の2第1項、第49条第A2号	A
(8) 不正の手段による風俗営業の分割承認の取得	第7条の3第1項、第49条第A2号	A
(9) 相続承認時許可証書換え義務違反	第7条第5項、第56条第G2号	G
(10) 合併承認時許可証書換え義務違反	第7条の2第3項（第7条第5項）、第56条第G2号	G
(11) 分割承認時許可証書換え義務違反	第7条の3第3項（第7条第5項）、第56条第G2号	G
(12) 構造・設備の無承認変更、不正の手段による変更に係る承認の取得	第9条第1項、第51条第A1項第1号・第2号	A
(13) 変更届出義務違反	第9条第3項、第56条第F3号	F

(14) 変更届出に係る許可証書換え義務違反	第9条第4項	G
(15) 特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	第9条第5項後段、第55条第2号	E
(16) 許可証返納義務違反	第10条第1項第3号、第56条第4号	G
(17) 不正の手段による特例風俗営業者の認定の取得	第10条の2第1項、第51条第1項第3号	B
(18) 認定申請書等虚偽記載	第10条の2第2項、第55条第3号	E
(19) 認定証亡失・滅失届出義務違反	第10条の2第5項	G
(20) 認定証返納義務違反	第10条の2第7項第2号・第3号、第56条第5号	F
(21) 名義貸し禁止違反	第11条、第49条第3号	A
(22) 構造・設備維持義務違反	第12条	D
(23) 営業時間制限違反	第13条第1項・第2項	C
(24) 迷惑行為防止措置義務違反	第13条第3項	D
(25) 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第13条第4項	D
(26) 照度規制違反	第14条	E
(27) 騒音・振動規制違反	第15条	D
(28) 広告・宣伝規制違反	第16条	D
(29) 料金表示義務違反	第17条	C
(30) 年少者立入禁止表示義務違反	第18条	C
(31) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第18条の2	D
(32) 客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制違反	第18条の3	B
(33) 遊技料金等規制違反	第19条	D
(34) 遊技機規制違反	第20条第1項	B
(35) 遊技機の無承認変更、不正の手段による遊技機の変更に係る承認の取得	第20条第10項（第9条第1項）、第51条第1項第1号・第2号	A
(36) 遊技機変更届出義務違反	第20条第10項（第9条	D

	第3項第2号)、第56条 第3号	
(37) 条例の遵守事項違反	第21条に基づく条例	H
(38) 客引き禁止違反	第22条第1項第1号、第 53条第1号	B
(39) 客引き準備行為禁止違反	第22条第1項第2号、第 53条第1号	B
(40) 年少者接待業務従事禁止違反	第22条第1項第3号、第 51条第1項第4号	A
(41) 年少者接客業務従事禁止違反	第22条第1項第4号、第 51条第1項第4号	A
(42) 年少者の立ち入らせ禁止違反	第22条第1項第5号、第 51条第1項第4号、第22 条第2項に基づく条例	B
(43) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第22条第1項第6号、第 51条第1項第4号	B
(44) 接待飲食営業を営む者の禁止行為違反	第22条の2、第53条第2 号	B
(45) 現金等提供禁止違反	第23条第1項第1号、第 53条第3号	B
(46) 賞品買取り禁止違反	第23条第1項第2号、第 53条第3号	B
(47) 遊技球等持ち出し禁止違反	第23条第1項第3号、第 23条第3項、第55条第4 号	E
(48) 遊技球等保管書面発行禁止違反	第23条第1項第4号、第 23条第3項、第55条第4 号	E
(49) 賞品提供禁止違反	第23条第2項、第53条 第4号	C
(50) 管理者選任義務違反	第24条第1項、第55条	E

	第5号	
(51) 管理者講習受講義務違反	第24条第7項	G
(52) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の 営業（風俗営業者が違反）	第28条第1項・第2項に 基づく条例、第49条第 5号・第6号	A
(53) 無許可特定遊興飲食店営業（風俗営業者が違反）	第31条の22、第50条第 4号	A
(54) 従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第54条第3号	D
(55) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第54 条第4号	D
(56) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務 違反	第36条の2第2項、第54 条第5号	D
(57) 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第54条 第6号	D
(58) 立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条 の2第1項、第54条第7 号	D
<他の法令の規定に違反する行為>		
(59) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186 条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る 部分に限る。以下(59)において同じ。）、第226条、第226 条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係 る部分に限る。以下(59)において同じ。）、第226条の3、 第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226 条の2又は第226条の3の罪を犯した者を ^{ほう} 助する目的に 係る部分に限る。以下(59)において同じ。）若しくは第3 項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(59) において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、 第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若 しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行 為		A

(60) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為	B
(61) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(62) 組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）、第4条（同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。）又は第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(63) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ 面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）	D
(64) (63)に規定する手段によって、客に(63)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(63)ロに掲げる役務にあっては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D
(65) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(66) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）第4条から第6条まで、第7条第2項	A

から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	
(67) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(68) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(69) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(70) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(71) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(72) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(73) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	E
(74) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、風俗営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの	A
(75) (74)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(76) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行為	C

(77) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
(78) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(79) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9第1項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(80) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為	B
(81) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為	B
(82) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為	D
(83) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(84) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(85) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(86) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為	D

(87) 刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(88) 関税法第69条の11第1項の規定（第1号及び第7号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(89) 電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(90) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	D
(91) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(92) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
(93) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(94) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第1条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(95) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(96) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(97) 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E

(98) 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(99) 食品衛生法第6条若しくは第55条第1項の規定に違反し、又は同法第81条第1項第3号若しくは第83条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条第1項・第2項	D
(100) 興行場法第2条第1項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(101) 旅館業法第3条第1項（営業の許可）、第5条（宿泊をさせる義務）若しくは第6条第1項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第2号（営業停止命令違反）若しくは第11条第2号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D
(102) 公衆浴場法第2条第1項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(103) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第2項第7号	E
(104) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(105) 消防法第39条の2の2（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の3の2（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第1項第1号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第5号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D

(106) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(107) その他の法令の規定に違反する行為 ＜法に基づく処分又は条件に違反する行為＞		H
(108) 広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反	第16条、第25条	B
(109) 客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制違反に対する指示処分違反	第18条の3、第25条	B
(110) (108)・(109)以外の指示処分違反	第25条	C
(111) 営業停止命令違反	第26条第1項、第49条第4号	A
(112) 許可の条件違反	第3条第2項	C
2 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第30条第1項） ＜法に規定する罪（法第49条第5号及び第6号の罪を除く。）に当たる違法な行為＞		
(1) 営業届出義務違反の罪	第27条第1項・第3項、第53条第5号・第6号	B
(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第27条第2項・第3項、第55条第6号	E
(3) 広告・宣伝の禁止違反の罪	第27条の2、第54条第1号	C
(4) 広告・宣伝の方法違反の罪	第28条第5項、第54条第2号	C
(5) 客引き禁止違反の罪	第28条第12項第1号、第53条第1号	B
(6) 客引き準備行為禁止違反の罪	第28条第12項第2号、第53条第1号	B
(7) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第28条第12項第3号、第51条第1項第5号	A

(8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第28条第12項第4号、 第51条第1項第5号	B
(9) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第28条第12項第5号、 第51条第1項第5号	B
(10) いわゆるスカウトバックの禁止違反の罪（第2条第6項第1号又は第2号の営業）	第28条第13項、第53条 第7号	B
(11) 標章破壊等禁止違反の罪	第31条第4項、第56条 第6号	E
(12) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第54条第3号	D
(13) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第36条の2第1項、第54条 第4号	D
(14) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第36条の2第2項、第54条 第5号	D
(15) 報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第54条 第6号	D
(16) 立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条 の2第1項、第54条第7号	D
<法第30条第1項に掲げる罪に当たる違法な行為>		
(17) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(17)において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を ^{ほう} 助する目的に係る部分に限る。以下(17)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(17)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行		A

為	
(18) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(19) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(20) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(21) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(22) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(23) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(24) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(25) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(26) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(27) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(28) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの	A
(29) (28)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(30) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
＜政令で定める重大な不正行為＞	

(31) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為	B	
(32) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ 法第2条第6項第1号又は第2号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務 ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ 令第5条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務	D	
(33) (32)に規定する手段によって、客に(32)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(32)ロに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は法第2条第6項第5号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D	
(34) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D	
(35) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9第1項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B	
(36) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施	B	

用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
(37) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
(38) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(39) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(40) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(41) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(42) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
<法に基づく処分に違反する行為>		
(43) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第27条第5項、第29条	C
(44) 営業時間制限違反に対する指示処分違反	第28条第4項に基づく 条例、第29条	C
(45) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第28条第8項、第29条	C
(46) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第28条第9項、第29条	C
(47) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第28条第10項、第29条	C
(48) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第28条第11項（第18条の2）、第29条	C
(49) (43)～(48)以外の指示処分違反	第29条	C

(50) 営業停止命令違反	第30条第1項、第49条第4号	A
3 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号） <法に規定する罪に当たる違法な行為> (1) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違反） (2) 営業届出義務違反の罪 (3) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 (4) 広告・宣伝の禁止違反の罪 (5) 広告・宣伝の方法違反の罪 (6) いわゆるスカウトバックの禁止違反の罪（第2条第7項第1号の営業） (7) 禁止区域内営業の罪（受付所営業） (8) 禁止地域内営業の罪（受付所営業） (9) 客引き禁止違反の罪（受付所営業） (10) 客引き準備行為禁止違反の罪（受付所営業）	第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号 第31条の2第1項・第3項、第53条第5号・第6号 第31条の2第2項・第3項、第55条第6号 第31条の2の2、第54条第1号 第31条の3第1項（第28条第5項）、第54条第2号 第31条の3第1項（第28条第13項）、第53条第7号 第31条の3第2項（第28条第1項）、第49条第5号 第31条の3第2項（第28条第2項）に基づく条例、第49条第6号 第31条の3第2項（第28条第12項第1号）、第53条第1号 第31条の3第2項（第28	A B B E C C B A A B B

	条第12項第2号)、第53条第1号	
(11) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪(受付所営業)	第31条の3第2項(第28B条第12項第4号)、第51条第1項第5号	
(12) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪(受付所営業)	第31条の3第2項(第28B条第12項第5号)、第51条第1項第5号	
(13) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の3第3項第1号、第51条第1項第6号	A
(14) 標章破壊等禁止違反の罪(受付所営業)	第31条の5第3項(第31E条第4項)、第31条の6第3項(第31条第4項)、第56条第6号	
(15) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第54条第3号	D
(16) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第36条の2第1項、第54D条第4号	
(17) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第36条の2第2項、第54D条第5号	
(18) 報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第54条D第6号	
(19) 立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条Dの2第1項、第54条第7号	
<法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為>		
(20) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。)、第226条の3、		A

第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	
(21) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(22) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(23) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(24) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(25) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(26) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(27) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(28) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(29) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(30) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B

(31) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、無店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの	A
(32) (31)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(33) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
<政令で定める重大な不正行為>	
(34) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為	B
(35) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(36) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9第1項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(37) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為	B
(38) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為	B

(39) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為	D
(40) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(41) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(42) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(43) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(44) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して法第2条第7項第1号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務を提供することを強制する行為	D
(45) (44)に規定する手段によって、客に(44)に規定する役務の提供を受けること又は法第2条第7項第2号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D
<法に基づく処分に違反する行為>	
(46) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の2第5項、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号
(47) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第31条の3第1項（第18条の2第1項）、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号
(48) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分	第31条の3第1項（第28条第8項）、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号
(49) 広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に対する	第31条の3第1項（第28C

る指示処分違反	条第9項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	
(50) 営業時間制限違反に対する指示処分違反(受付所営業)	第31条の3第2項(第28条第4項)に基づく条例、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(51) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反(受付所営業)	第31条の3第2項(第28条第10項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(52) 年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処分違反	第31条の3第3項第2号、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(53) (46)～(52)以外の指示処分違反	第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(54) 営業停止命令等違反	第31条の5第1項・第2項、第31条の6第2項第2号・第3号、第49条第4号	A
4 店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令(法第31条の15第1項) ＜法に規定する罪(法第50条第1号及び第2号の罪を除く。)に当たる違法な行為＞		
(1) 営業届出義務違反の罪	第31条の12第1項・第2項(第27条第3項)、第53条第5号・第6号	B
(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の12第2項(第27条第2項・第3項)、第55条第6号	E
(3) 広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の13第1項(第	C

	28条第5項)、第54条第2号	
(4) 客引き禁止違反の罪	第31条の13第2項第1号、第53条第1号	B
(5) 客引き準備行為禁止違反の罪	第31条の13第2項第2号、第53条第1号	B
(6) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の13第2項第3号、第51条第1項第8号	A
(7) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	第31条の13第2項第4号、第51条第1項第8号	B
(8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第31条の13第2項第5号、第51条第1項第8号	B
(9) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第31条の13第2項第6号、第51条第1項第8号	B
(10) 標章破壊等禁止違反の罪	第31条の16第4項、第56条第6号	E
(11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第54条第3号	D
(12) 報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第54条第6号	D
(13) 立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第54条第7号	D
<法第31条の15第1項に掲げる罪に当たる違法な行為>		
(14) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を ^{ほう} 助する目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）若しくは第3		A

項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	
(15) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(16) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(17) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(18) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(19) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(20) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(21) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(22) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(23) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(24) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(25) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にすることその	A

他客に接する業務に従事させていたもの	
(26) (25)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(27) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
＜政令で定める重大な不正行為＞	
(28) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為	B
(29) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(30) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9第1項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(31) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為	B
(32) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為	B
(33) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為	D

(34) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当 たる違法な行為		D
(35) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪 に当たる違法な行為		D
(36) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号 の罪に当たる違法な行為		D
(37) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は 第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
<法に基づく処分に違反する行為>		
(38) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分 違反	第31条の12第2項（第 27条第5項）、第31条 の14	C
(39) 営業時間制限違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項（第 28条第4項）に基づく 条例、第31条の14	C
(40) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広 告・宣伝に対する指示処分違反	第31条の13第1項（第 28条第8項）、第31条 の14	C
(41) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反に対 する指示処分違反	第31条の13第1項（第 28条第9項）、第31条 の14	C
(42) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項（第 28条第10項）、第31条 の14	C
(43) 年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指 示処分違反	第31条の13第2項第7 号、第31条の14	C
(44) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第3項、第 31条の14	C
(45) (38)～(44)以外の指示処分違反	第31条の14	C
(46) 営業停止命令違反	第31条の15第1項、第 50条第3号	A

5 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の20、第31条の21第2項第2号）		
＜法に規定する罪に当たる違法な行為＞		
(1) 営業届出義務違反の罪	第31条の17第1項・第2項（第31条の2第3項）、第53条第5号・第6号	B
(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の17第2項（第31条の2第2項・第3項）、第55条第6号	E
(3) 広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の18第1項（第28条第5項）、第54条第2号	C
(4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	第31条の18第2項第1号、第51条第1項第9号	B
(5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第54条第3号	D
(6) 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第54条第6号	D
＜法第31条の20及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
(7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A

(8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(9) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(10) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(12) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(13) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(14) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(15) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(16) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(17) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(18) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの	A
(19) (18)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(20) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
<政令で定める重大な不正行為>	

(21) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為	B
(22) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(23) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9第1項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(24) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為	B
(25) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為	B
(26) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為	D
(27) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(28) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(29) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号	D

の罪に当たる違法な行為 (30) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 ＜法に基づく処分に違反する行為＞		D
(31) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の17第2項（第31条の2第5項）、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(32) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第31条の18第1項（第28条第8項）、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(33) 広告・宣伝に係る年少者電話禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第1項（第28条第9項）、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(34) 年少者との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	第31条の18第2項第2号、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(35) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第3項、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(36) (31)～(35)以外の指示処分違反	第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(37) 営業停止命令違反	第31条の20、第31条の21第2項第2号、第50条第3号	A
6 特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第31条の25） ＜法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違		

反する行為＞	
(1) 無許可風俗営業（特定遊興飲食店営業者が違反）	第3条第1項、第49条第A 1号
(2) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の 営業（特定遊興飲食店営業者が違反）	第28条第1項・第2項にA 基づく条例、第49条第 5号・第6号
(3) 無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第50条第A 4号
(4) 不正の手段による特定遊興飲食店営業の許可の取得	第31条の22、第50条第A 5号
(5) 許可申請書等虚偽記載	第31条の23（第5条第1E 項）、第55条第1号
(6) 許可証亡失・滅失届出義務違反	第31条の23（第5条第4G 項）
(7) 許可証等掲示義務違反	第31条の23（第6条）、G 第56条第1号
(8) 不正の手段による特定遊興飲食店営業の相続承認の取 得	第31条の23（第7条第1A 項）、第50条第5号
(9) 相続承認時許可証書換え義務違反	第31条の23（第7条第5G 項）、第56条第2号
(10) 不正の手段による特定遊興飲食店営業の合併承認の 取得	第31条の23（第7条の2A 第1項）、第50条第5号
(11) 合併承認時許可証書換え義務違反	第31条の23（第7条の2G 第3項（第7条第5項））、 第56条第2号
(12) 不正の手段による特定遊興飲食店営業の分割承認の 取得	第31条の23（第7条の3A 第1項）、第50条第5号
(13) 分割承認時許可証書換え義務違反	第31条の23（第7条の3G 第3項（第7条第5項））、 第56条第2号
(14) 構造・設備の無承認変更、不正の手段による変更に係	第31条の23（第9条第1A

る承認の取得	項)、第51条第1項第1号・第2号
(15) 変更届出義務違反	第31条の23(第9条第3F項)、第56条第3号
(16) 変更届出に係る許可証書換え義務違反	第31条の23(第9条第4G項)
(17) 特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	第31条の23(第9条第5E項後段)、第55条第2号
(18) 許可証返納義務違反	第31条の23(第10条第G1項第3号)、第56条第4号
(19) 不正の手段による特例特定遊興飲食店営業者認定の取得	第31条の23(第10条のB2第1項)、第51条第1項第3号
(20) 認定申請書等虚偽記載	第31条の23(第10条のE2第2項)、第55条第3号
(21) 認定証亡失・滅失届出義務違反	第31条の23(第10条のG2第5項)
(22) 認定証返納義務違反	第31条の23(第10条のF2第7項第2号・第3号)、第56条第5号
(23) 名義貸し禁止違反	第31条の23(第11条)、A第50条第6号
(24) 構造・設備維持義務違反	第31条の23(第12条)D
(25) 営業時間制限違反	第31条の23(第13条第C2項)
(26) 迷惑行為防止措置義務違反	第31条の23(第13条第D3項)
(27) 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第31条の23(第13条第D

	4項)	
(28) 照度規制違反	第31条の23 (第14条)	E
(29) 騒音・振動規制違反	第31条の23 (第15条)	D
(30) 年少者立入禁止表示義務違反	第31条の23 (第18条)	G
(31) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第31条の23 (第18条の2)	D
(32) 条例の遵守事項違反	第31条の23 (第21条)に基づく条例	H
(33) 客引き禁止違反	第31条の23 (第22条第1項第1号)、第53条第1号	B
(34) 客引き準備行為禁止違反	第31条の23 (第22条第1項第2号)、第53条第1号	B
(35) 年少者接客業務従事禁止違反	第31条の23 (第22条第1項第4号)、第51条第1項第4号	A
(36) 年少者の立ち入らせ禁止違反	第31条の23 (第22条第1項第5号)、第51条第1項第4号	B
(37) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第31条の23 (第22条第1項第6号)、第51条第1項第4号	B
(38) 管理者選任義務違反	第31条の23 (第24条第1項)、第55条第5号	E
(39) 管理者講習受講義務違反	第31条の23 (第24条第7項)	G
(40) 従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第54条第3号	D
(41) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第54条第4号	D
(42) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務	第36条の2第2項、第54	D

違反	条第5号	
(43) 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第54条第6号	D
(44) 立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、第54条第7号	D
<他の法令の規定に違反する行為>		
(45) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。）以下(45)において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(45)において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(45)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(45)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(46) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
(47) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(48) 組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）、第4条（同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。）又は第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(49) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に		D

拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為	
イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務	
ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務	
ハ 面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）	
(50) (49)に規定する手段によって、客に(49)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(49)ロに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D
(51) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(52) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(53) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(54) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(55) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(56) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(57) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A

(58) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(59) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	E
(60) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの	A
(61) (60)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(62) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行為	C
(63) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
(64) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(65) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9第1項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(66) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のた	B

めの交付に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、 第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第 70条第17号の罪に当たる違法な行為		
(67) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、 第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
(68) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違 法な行為		D
(69) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当 たる違法な行為		D
(70) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪 に当たる違法な行為		D
(71) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号 の罪に当たる違法な行為		D
(72) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は 第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(73) 刑法第24章(礼拝所及び墳墓に関する罪)の罪に当た る違法な行為		D
(74) 関税法第69条の11第1項の規定(第1号及び第7号に係 る部分に限る。)に違反する行為(薬物、公安・風俗を 害する書籍・図画等の輸入)	関税法第109条第1 項・第2項	A
(75) 電波法第108条(わいせつな通信の発信)の罪に当た る違法な行為		A
(76) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖講の 禁止)の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関 する法律第5条、第6 条、第7条	D
(77) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する行為 (当せん金付証票の転売)	当せん金付証票法第 18条第1項第1号	D
(78) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第1 項又は第2項の規定に違反する行為(二十歳未満の者の飲 酒、親権者等の不制止)	二十歳未満ノ者ノ飲酒 ノ禁止ニ関スル法律第 3条第2項	F
(79) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第3	二十歳未満ノ者ノ飲酒	D

項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	
(80) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第1条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(81) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(82) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(83) 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
(84) 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(85) 食品衛生法第6条若しくは第55条第1項の規定に違反し、又は同法第81条第1項第3号若しくは第83条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条第1項・第2項	D
(86) 興行場法第2条第1項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(87) 旅館業法第3条第1項（営業の許可）、第5条（宿泊をさせる義務）若しくは第6条第1項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第2号（営業停止命令違反）若しくは第11条第2号（虚偽の報告、検査の妨害	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D

等) の罪に当たる違法な行為		
(88) 公衆浴場法第2条第1項(経営の許可)の規定に違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)若しくは第9条(虚偽の報告、立入検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(89) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為(無許可道路使用)	道路交通法第119条第2項第7号	E
(90) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為(特定行政庁等の命令に対する違反)	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(91) 消防法第39条の2の2(防火対象物の使用禁止命令違反等)、第39条の3の2(防火対象物の改修命令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反)若しくは第5号(消防用設備等の設置に係る命令違反等)又は第44条第12号(消防用設備等の維持に係る措置命令違反等)の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(92) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄禁止)の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(93) その他の法令の規定に違反する行為		H
<法に基づく処分又は条件に違反する行為>		
(94) 指示処分違反	第31条の24	C
(95) 営業停止命令違反	第31条の25第1項、第50条第3号	A
(96) 許可の条件違反	第31条の23(第3条第2項)	C
7 飲食店営業を営む者に対する営業停止命令(法第34条第2項)		
<法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為>		
(1) 無許可風俗営業(飲食店営業者が違反)	第3条第1項、第49条第1項	A

	1号	
(2) 無許可特定遊興飲食店営業（飲食店営業者が違反）	第31条の22、第50条第4号	A
(3) 構造・設備維持義務違反	第32条第1項	D
(4) 照度規制違反	第32条第2項（第14条）	E
(5) 騒音・振動規制違反	第32条第2項（第15条）	D
(6) 客引き禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第1号）、第53条第1号	B
(7) 客引き準備行為禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第2号）、第53条第1号	B
(8) 年少者接客業務従事禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第4号）、第51条第1項第4号	A
(9) 年少者の立ち入らせ禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第5号）、第51条第1項第4号	B
(10) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第32条第3項（第22条第1項第6号）、第51条第1項第4号	B
(11) 深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	第33条第1項・第3項、第55条第6号	E
(12) 深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反	第33条第2項・第3項、第56条第3号	F
(13) 深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	第33条第4項に基づく条例、第51条第1項第10号	B
(14) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第33条第6項（第18条の2）	D
(15) 従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第54条第3号	D

(16) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第54条第4号	D
(17) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第54条第5号	D
(18) 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第54条第6号	D
(19) 立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、第54条第7号	D
<他の法令の規定に違反する行為>		
(20) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を ^{ほう} 助する目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(21) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
(22) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(23) 組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）第4条（同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。）		B

又は第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	
(24) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ 面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）	D
(25) (24)に規定する手段によって、客に(24)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(24)ロに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D
(26) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(27) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(28) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(29) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(30) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(31) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A

(32) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(33) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(34) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	E
(35) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの	A
(36) (35)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(37) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行為	C
(38) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
(39) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(40) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9第1項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(41) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施	B

用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
(42) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
(43) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(44) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(45) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(46) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(47) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(48) 刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(49) 関税法第69条の11第1項の規定（第1号及び第7号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(50) 電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	D
(52) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(53) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第1	二十歳未満ノ者ノ飲酒	F

項又は第2項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	
(54) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(55) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第1条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(56) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(57) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(58) 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
(59) 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(60) 食品衛生法第6条若しくは第55条第1項の規定に違反し、又は同法第81条第1項第3号若しくは第83条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条第1項・第2項	D
(61) 興行場法第2条第1項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(62) 旅館業法第3条第1項（営業の許可）、第5条（宿泊を	旅館業法第7条第1項、	D

させる義務)若しくは第6条第1項(宿泊者名簿の備付け等)の規定に違反し、又は同法第10条第2号(営業停止命令違反)若しくは第11条第2号(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	第8条、第10条第1号、第11条第1号	
(63) 公衆浴場法第2条第1項(経営の許可)の規定に違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)若しくは第9条(虚偽の報告、立入検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(64) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為(無許可道路使用)	道路交通法第119条第2項第7号	E
(65) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為(特定行政庁等の命令に対する違反)	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(66) 消防法第39条の2の2(防火対象物の使用禁止命令違反等)、第39条の3の2(防火対象物の改修命令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反)若しくは第5号(消防用設備等の設置に係る命令違反等)又は第44条第12号(消防用設備等の維持に係る措置命令違反等)の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(67) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄禁止)の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(68) その他の法令の規定に違反する行為 <法に基づく処分に違反する行為>		H
(69) 指示処分違反	第34条第1項	C
(70) 営業停止命令違反	第34条第2項、第50条第3号	A
8 興行場営業(法第2条第6項第3号の営業を除く。)を営む者に対する営業停止命令(法第35条) <法に規定する罪>		
(1) 刑法第174条又は第175条の罪		A

(2) 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項から第8項までの罪 (3) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪		A B
9 特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令（法第35条の2） ＜法に規定する罪＞ (1) 刑法第175条の罪 (2) 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項から第8項までの罪 (3) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪		A A B
10 接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令（法第35条の4第2項、同条第4項第2号） ＜政令で定める重大な不正行為＞ (1) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為 (2) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9第1項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為 (3) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第		D B B

66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為	
(4) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為	B
(5) 刑法第174条、第175条、第183条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(5)において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(5)において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を ^{ほう} 助する目的に係る部分に限る。以下(5)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(5)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(6) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第223条の罪に当たる違法な行為	B
(7) 組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）又は第4条（同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(8) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(9) 売春防止法第2章（第5条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	A
(10) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B

(12) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為		B
(13) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(14) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(15) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(16) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(17) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、法第2条第13項各号に掲げる営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(18) (17)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為		B
(19) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
<法の規定による指示に違反する行為>		
(20) 受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第35条の3第1号・第2号、第35条の4第1項・第4項第1号	C

別表 2

（令 7 公委訓令 2 ・ 一部改正）

古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準

1 趣旨

この基準は、古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等（古物商又は古物市場主の代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）が法令違反行為等を行った場合に、

鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示、営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 指示 古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、古物商又は古物市場主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 法第24条の規定に基づき、古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 許可の取消し 法第24条第1項の規定に基づき、古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消すことをいう。
- (4) 法令違反行為 古物営業に関し、法、法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (5) 法令違反行為等 法令違反行為又は処分（法に基づく処分をいう。ただし、この基準において、競りの中止命令及び許可の取消しを除く。以下同じ。）に違反する行為をいう。
- (6) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。
- (7) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。
- (8) 営業停止期間 営業停止命令において古物商又は古物市場主が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

3 法令違反行為等の分類

法令違反行為等は、別記第1及び別記第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F及びIに分類するものとする。

4 指示を行うべき場合

次のいずれかに該当し、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認められる場合は、指示を行うものとする。

- (1) 古物商又は古物市場主がB、C、D、E又はFに分類されるもの（処分に違反する行為を除く。）を行ったとき。
- (2) 古物商又は古物市場主がこれらの代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、

その代理人等がB、C、D、E又はFに分類されるもの（処分に違反する行為を除く。）を行ったとき。

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等がIに分類されるものを行った場合であって、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認められるとき。

5 指示の個数

1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

6 指示の内容

- (1) 指示においては、次に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

ア 指示対象行為により生じた違法状態が解消されていないときに、当該違法状態を解消するための措置

イ 指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置

ウ ア及びイに掲げる措置のほか、その業務の適正な実施を確保するために必要な措置

エ アからウまでに掲げる措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときに、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

- (2) (1)アからウまでに掲げる措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、(1)アからウまでの目的を達成するために必要な最小限のものとしなければならない。

- (3) (1)に掲げる措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付することができる。

7 営業停止命令を行うべき場合

- (1) 古物商若しくは古物市場主がB、C、D若しくはEに分類されるものを行った場合又は古物商若しくは古物市場主がこれらの代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がB、C、D若しくはEに分類されるものを行った場合であって、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、営業停止命令を行うものとする。

- (2) 古物商若しくは古物市場主がFに分類されるものを行った場合又は古物商若しくは古物市場主がこれらの代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違

反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がFに分類されるものを行った場合であって、次のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。

ア 当該法令違反行為等と同種又は類似の法令違反行為等が繰り返し行われているとき。

イ 当該法令違反行為等が行われた日前5年以内に、当該古物商又は古物市場主が営業停止命令を受けたことがあるとき。

ウ 当該法令違反行為等が行われた日前3年以内に、当該古物商又は古物市場主が指示を受けたことがあるとき。

エ 古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が当該法令違反行為等に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

オ アからエまでに掲げる場合その他の古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が引き続き古物営業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

8 営業停止命令の範囲

営業停止命令を行う古物商又は古物市場主に複数の営業所又は古物市場がある場合は、全ての営業所又は古物市場に対して営業停止命令を行うものとする。ただし、当該営業停止命令対象行為に関係する一部の営業所又は古物市場のみに対して営業停止命令を行うことで目的を達成できる場合には、その一部の営業所又は古物市場のみに対して営業停止命令を行うことができる。

9 営業停止命令の個数

1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

10 営業停止命令に係る期間

営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別記第1及び別記第2に定める法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。

(2) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。

(3) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。

(4) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。

(5) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。

11 営業停止命令の併合

(1) 法令違反行為等が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、9の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

(2) (1)の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次に定めるとおりとする。
ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 基準期間 当該法令違反行為等について、10に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について10に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれB、Dに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。

イ 短期 当該法令違反行為等について、10に規定する短期のうち最も長いものとする。

ウ 長期 当該法令違反行為等について、10に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について10に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。

12 観念的競合等

1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合又は法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等にも該当する場合は、9の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。この場合は、各法令違反行為等について10に規定する基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

13 常習違反加重

古物商又は古物市場主が営業停止命令を受けた日から5年以内に、当該古物商又は古物市場主に再び営業停止命令を行うときは、10の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について10に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、これらの期間は6月を超えることはできない。

14 営業停止期間の決定

(1) 営業停止期間は、10から13までに規定する基準期間とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、10から13までの規定に基

づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

ア 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められるとき。

イ 古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。

ウ 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その古物商又は古物市場主の過失が極めて軽微であると認められるとき。

エ 古物商又は古物市場主が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとり、かつ、改^{しゅん}悛の情が著しいとき。

(3) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、10から13までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

ア 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。

イ 法令又は処分に違反した程度が著しく大きいとき。

ウ 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められるとき。

エ 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、同種又は類似の法令違反行為等を理由として、当該古物商又は古物市場主が指示又は営業停止命令を受けたとき。

オ 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その古物商又は古物市場主の過失が極めて重大であると認められるとき。

カ 古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。

15 許可の取消しを行うべき場合

次のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。

(1) 古物商又は古物市場主がAに分類されるものを行ったとき。

(2) 古物商又は古物市場主がこれらの代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がAに分類されるものを行ったとき。

(3) 営業停止命令期間が6月であって、14(3)のいずれかに該当するとき。

(4) 古物商又は古物市場主が60日以上営業停止命令を受けた日から1年以内に、当該

営業停止命令の理由となった法令違反又は処分違反に係る法令の規定又は処分と同一の法令の規定又は処分に違反したとき。

- (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、法令違反行為等（Ⅱに分類されるものを除く。）を行った古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が法令違反行為等を繰り返すおそれが極めて強く、古物商又は古物市場主が引き続き古物営業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

16 情状による軽減

15(1)から(5)までのいずれかに該当する場合であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、15の規定にかかわらず、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

17 指示、営業停止命令及び許可の取消しの関係

- (1) 許可の取消しを行うときは、指示及び営業停止命令は行わないものとする。
- (2) 営業停止命令を行う場合に、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令対象行為に対し、指示を併せて行うことができる。

別記第1（3関係）

（令7公委訓令2・一部改正）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 偽りその他不正手段により許可を受ける行為	法第3条、法第31条第2号	A
(2) 名義貸し	法第9条、法第31条第3号	A
(3) 営業停止命令違反	法第24条、法第31条第4号	A
(4) 古物商の営業制限違反	法第14条第1項、法第32条	C
(5) 古物市場での取引制限違反	法第14条第3項、法第33条第1号	D
(6) 確認等義務違反	法第15条第1項、法第33条第1号	D
(7) 帳簿等備付け義務違反	法第18条第1項、法第33条	D

	条第1号	
(8) 品触れ相当品届出義務違反	法第19条第3項、第4項、 法第33条第1号	C
(9) 帳簿等記載等義務違反・帳簿等虚偽記載	法第16条、法第17条、法 第33条第2号	D
(10) 帳簿等毀損等届出義務違反・帳簿毀損届出等虚 偽記載	法第18条第2項、法第33 条第3号	D
(11) 品触書保存等義務違反	法第19条第2項、法第33 条第4号	D
(12) 保管命令違反	法第21条、法第33条第5 号	C
(13) 許可申請書等虚偽記載	法第5条第1項、法第34 条第1号	D
(14) 競り売り届出義務違反・競り売り届出書虚偽記 載	法第10条第1項、第3項、 法第34条第2号	D
(15) 変更届出義務等違反・変更届出虚偽記載	法第7条第1項、第2項、 第4項、法第35条第1号	E
(16) 許可証返納義務違反	法第8条第1項、法第35 条第2号	F
(17) 許可証携帯義務違反	法第11条第1項、法第35 条第2号	F
(18) 行商従業者証携帯義務違反	法第11条第2項、法第35 条第2号	F
(19) 標識掲示等義務違反	法第12条、法第35条第2 号	F
(20) 立入検査等の拒否等	法第22条第1項、法第35 条第3号	D
(21) 報告義務違反・虚偽報告	法第22条第3項、法第35 条第4号	D
(22) 許可証亡失等届出義務違反	法第5条第4項	F

(23) 許可証等提示義務違反	法第11条第3項	F
(24) 管理者選任義務違反	法第13条第1項	F
(25) 古物商の不正品申告義務違反	法第15条第3項	D
(26) 指示処分違反	法第23条	B

別記第2（3関係）

（令7公委訓令2・全改、令8公委訓令3・一部改正）

法令違反行為	分類
(1) 刑法第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条第3項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	B
(2) 刑法第95条、第137条（製造に係る部分を除く。）、第141条（第137条（製造に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、第152条、第235条、第236条、第238条、第239条、第243条（第235条、第236条、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条から第254条まで、第256条、第258条又は第259条に規定する罪に当たる行為	C
(3) 刑法第140条（あへん煙を吸食するための器具の所持に係る部分に限る。）、第141条（第140条のあへん煙を吸食するための器具の所持に係る部分に限る。）又は第237条に規定する罪に当たる行為	D
(4) 刑法第175条第1項（物の頒布に係る部分に限る。）、第2項（所持に係る部分に限る。）、第261条又は第263条に規定する罪に当たる行為	E
(5) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる行為	C
(6) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第13号、第14号、第2項（第1項第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、第4条（第3条第1項第13号、第14号又は第3条第2項（第1項第14号に係る部分に限る。）に掲げる罪に係るものに限る。）、第10条（第3項に係る部分を除く。）又は第11条に規定する罪に当たる行為	C
(7) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第3項に規定する罪に当たる行為	D
(8) 印紙犯罪処罰法第2条（交付又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C

(9) 臘虎臘肭獸獵獲取締法第5条（第1条第1項の販売又は第2項の所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(10) 印紙等模造取締法第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(11) 産業標準化法第78条第3号に規定する罪に当たる行為	D
(12) 外国為替及び外国貿易法第69条の6（第2項第1号に係る部分を除く。）、第69条の7第1項第3号から第5号まで又は第70条第1項第6号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(13) 外国為替及び外国貿易法第71条第1号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(14) 文化財保護法第193条又は第194条に規定する罪に当たる行為	C
(15) 関税法第108条の4第2項、第3項、第5項、第109条又は第112条に規定する罪に当たる行為	C
(16) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項又は第3項（第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	B
(17) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の3第1項、第3項第1号、第2号、第4項（第3項第1号又は第2号に係る部分に限る。）、第31条の4第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の7第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の8、第31条の9第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の11第1項第1号、第2号、第2項、第31条の12（第31条の2第2項に係る部分に限る。）、第31条の13（第31条の2第2項に係る部分に限る。）、第31条の15、第31条の16第1項第1号から第3号まで、第2項又は第31条の17第1項（第31条の2第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(18) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17（第1項に係る部分を除く。）、第31条の18第2項第1号、第32条第1号、第4号、第5号又は第33条第1号に規定する罪に当たる行為	D
(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条第2号（第22条の2第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(20) 特許法第196条の2（第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(21) 実用新案法第56条（第28条により侵害するものとみなされる行為のうち	C

譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	
(22) 意匠法第69条の2(第38条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	C
(23) 商標法第78条の2(第37条又は第67条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	C
(24) 電気用品安全法第57条第3号(販売に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(25) 印紙税法第22条第3号(第16条の販売又は所持に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(26) 著作権法第119条第2項第3号(第113条第1項第2号の申出に係る部分を除く。)、第120条の2第1号(譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。)、第5号(第113条第8項第3号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。)又は第6号(第113条第10項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	C
(27) 著作権法第121条又は第121条の2(頒布又は所持に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(28) 郵便切手類模造等取締法第2条(第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(29) 消費生活用製品安全法第58条第1号(第4条第1項の販売に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(30) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第10条第1号(第5条の販売又は授与に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(31) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第57条の2(第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	C
(32) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第58条第2号(第17条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(33) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第63条第6号(第21条第3項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(34) 不正競争防止法第21条第3項第1号(第2条第1項第1号又は第20号の譲渡、	C

引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）、第3号（第2条第1項第3号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。）又は第7号（第16条又は第17条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	
(35) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第3条又は第4条に規定する罪に当たる行為	C
(36) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第2項、第3項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）、第6項又は第7項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(37) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第83条第1項第4号（第25条第1項又は第26条第1項に係る部分に限る。）又は第84条第1項第5号（第16条第2項又は第27条の譲渡し、譲受け、販売、引渡し又は引受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(38) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条（第3条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(39) 消費者安全法第51条第1号（第41条第1項の譲渡又は引渡しに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(40) 軽犯罪法第1条第17号に規定する罪に当たる行為	I
(41) 質屋営業法第30条に規定する罪に当たる行為	C
(42) 質屋営業法第31条、第32条又は第33条第2号に規定する罪に当たる行為	D
(43) 質屋営業法第33条第1号に規定する罪に当たる行為	F
(44) 古物営業法施行規則第6条、第13条、第15条第4項又は第17条第3項に違反する行為	I
(45) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(44)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	F
(46) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(44)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I

(47) (1)から(46)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるもののに限る。）を教唆し、若しくは ^{ほうす} 幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類
--	---------------------

別表 3

（令 7 公委訓令 2 ・ 令 8 公委訓令 3 ・ 一部改正）

質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準

1 趣旨

この基準は、質屋（質屋が未成年者又は成年被後見人である場合は、その法定代理人を含む。以下同じ。）又はその代理人等（質屋の代理人又は使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）が法令違反行為を行った場合に、鳥取県公安委員会が営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 営業停止命令 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、質屋に対し、その質屋営業の停止を命ずることをいう。
- (2) 許可の取消し 法第25条の規定に基づき、質屋に対し、その質屋営業の許可を取り消すことをいう。
- (3) 法令違反行為 質屋営業に関し、法、法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (4) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為をいう。
- (5) 営業停止期間 営業停止命令において質屋が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

3 法令違反行為の分類

法令違反行為は、別記第 1 及び別記第 2 に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、G 及びHに分類するものとする。

4 営業停止命令を行うべき場合

次のいずれかに該当し、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合は、営業停止命令を行うものとする。

- (1) 質屋がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。

(2) 質屋がE、F、G又はHに分類されるものを行ったことにより罰金刑に処せられたとき。

(3) 質屋がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。

5 営業停止命令の個数

1 個の法令違反行為については、1 個の営業停止命令を行うものとする。

6 営業停止命令に係る期間

営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別記第1及び別記第2に定める法令違反行為の分類に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) E 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。

(2) B及びF 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。

(3) C及びG 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。

(4) D及びH 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。

7 営業停止命令の併合

(1) 法令違反行為が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、5の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

(2) (1)の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次に定めるとおりとする。
ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 基準期間 当該法令違反行為について、6に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為について6に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、5月）を超えることはできない。

イ 短期 当該法令違反行為について、6に規定する短期のうち最も長いものとする。

ウ 長期 当該法令違反行為について、6に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為について6に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、8月）を超えることはできない。

8 観念的競合等

- (1) 1個の行為が2個以上の法令違反行為に該当する場合又は法令違反行為に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為にも該当する場合は、5の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。
- (2) (1)に該当する場合は、各法令違反行為について6に規定する基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

9 常習違反加重

質屋が営業停止命令を受けた日から3年以内に、当該質屋に再び営業停止命令を行うときは、5の規定にかかわらず、当該法令違反行為について6に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。

10 営業停止期間の決定

- (1) 営業停止期間は、6から9までに規定する基準期間とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、6から9までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。
 - ア 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められるとき。
 - イ 質屋又はその代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。
 - ウ 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その質屋の過失が極めて軽微であると認められるとき。
 - エ 質屋が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとり、かつ、改^{しゅん}悛の情が著しいとき。
- (3) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、6から9までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。
 - ア 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。
 - イ 法令に違反した程度が著しく大きいとき。
 - ウ 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められるとき。
 - エ 当該営業停止命令対象行為が行われた日前3年以内に、同種又は類似の法令違反行為を理由として、当該質屋が営業停止命令を受けたとき。
 - オ 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、そ

の質屋の過失が極めて重大であると認められるとき。

カ 質屋又はその代理人等が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。

11 許可の取消しを行うべき場合

(1) 次のいずれかに該当し、質屋に帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復しようとしているときなどを除き、許可の取消しを行うものとする。

ア 質屋が他の法令に違反して、拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

イ 質屋(質屋が未成年者である場合の法定代理人を除く。)が法第3条第1項第3号、第4号、第6号又は第9号に該当したとき。

ウ 質屋が法人である場合に、その業務を行う役員が、法第3条第1項第1号若しくは第3号から第7号までに該当するとき、又は許可の取消しをしようとする日前3年以内に、法第5条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者があるに至ったとき。

エ 質屋の法定代理人が、法第3条第1項第1号、第3号、第4号若しくは第7号に該当し、又はそのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) (1)に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。

ア 質屋がAに分類されるものを行ったとき。

イ 質屋がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がAに分類されるものを行ったとき。

ウ 営業停止命令期間が1年であって、10(3)のいずれかに該当するとき。

エ 許可の取消しを行おうとする日前1年以内に、質屋が60日以上営業停止命令を受けていた場合であって、当該営業停止命令対象行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、法令違反行為を行った質屋又はその代理人等が法令違反行為を繰り返すおそれが極めて強く、質屋が引き続き質屋営業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

12 情状による軽減

11(2)のいずれかに該当する場合であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由が

あるときは、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

13 営業停止命令及び許可の取消しの関係

許可の取消しを行うときは、営業停止命令は行わないものとする。

14 二以上の営業所を有する質屋に対する許可の取消し等

- (1) 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について許可を取り消された場合は、許可を取り消された原因である法令違反行為をその代理人等が行い、かつ、当該法令違反行為が当該一の営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても許可の取消しを行うものとする。
- (2) 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について営業停止を命じられた場合は、当該営業停止命令対象行為をその代理人等が行い、かつ、当該営業停止命令対象行為が当該一の営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても営業停止命令を行うものとする。

別記第1（3関係）

（令7公委訓令2・一部改正）

法令違反行為	関係条項	分類
(1) 無許可営業	法第5条、法第30条	A
(2) 名義貸し	法第6条、法第30条	A
(3) 営業制限違反	法第11条、法第31条	B
(4) 無許可営業所移転等	法第4条第1項、法第32条	C
(5) 確認義務違反	法第12条前段、法第32条	C
(6) 帳簿等記載等義務違反	法第13条、法第32条	C
(7) 帳簿保存義務違反	法第14条第1項、法第32条	C
(8) 品触書保存等義務違反	法第20条第2項、法第32条	C
(9) 品触れ相当品届出義務違反	法第20条第3項、法第32条、 法第34条	B
(10) 変更等届出義務違反	法第4条第2項、法第33条第1 号	C
(11) 許可証亡失等届出義務違反	法第8条第3項、法第33条第1 号	C
(12) 許可証返納義務違反	法第9条、法第33条第1号	C

(13) 標識掲示等義務違反	法第10条、法第33条第1号	C
(14) 帳簿毀損等届出義務違反	法第14条第2項、法第33条第1号	C
(15) 質契約内容掲示義務違反	法第16条第1項、法第33条第1号	C
(16) 三月未満の流質期限の定め	法第16条第2項、法第33条第1号	C
(17) 掲示内容違反契約	法第16条第3項、法第33条第1号	C
(18) 立入検査等の拒否等	法第24条第1項、法第33条第2号	B
(19) 質物の保管設備の基準違反	法第7条第3項	D
(20) 許可証再交付申請違反（許可証滅失時に係る部分に限る。）	法第8条第4項	D
(21) 不正品申告義務違反	法第12条後段	C
(22) 質受証交付義務違反	法第15条第1項	D
(23) 受取権者確認義務違反	法第17条第2項	D
(24) 質物が滅失した場合等の通知義務違反	法第19条第1項	D
(25) 損害賠償請求権放棄契約	法第19条第3項	D

別記第2（3関係）

（令7公委訓令2・全改、令8公委訓令3・一部改正）

法令違反行為	分類
(1) 刑法第95条、第152条、第235条、第243条（第235条に係る部分に限る。）、第247条、第250条（第247条に係る部分に限る。）、第256条第2項又は第261条に規定する罪に当たる行為	E
(2) 刑法第175条第1項（物の頒布に係る部分に限る。）、第2項（所持に係る部分に限る。）、第254条又は第263条に規定する罪に当たる行為	F
(3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（第3項に係る部分を除く。）又は第11条に規定する罪に当たる行為	E
(4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第3項に規	F

定する罪に当たる行為	
(5) 臘虎臘肭獸獵獲取締法第5条（第1条第1項の販売又は第2項の所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(6) 印紙等模造取締法第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(7) 産業標準化法第78条第3号に規定する罪に当たる行為	F
(8) 外国為替及び外国貿易法第69条の6（第2項第1号に係る部分を除く。）、第69条の7第1項第3号から第5号まで又は第70条第1項第6号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(9) 外国為替及び外国貿易法第71条第1号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(10) 文化財保護法第193条又は第194条に規定する罪に当たる行為	EE
(11) 関税法第108条の4第2項、第3項、第5項、第109条又は第112条に規定する罪に当たる行為	
(12) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の3第3項第1号、第2号、第4項（第3項第1号、第2号に係る部分に限る。）、第31条の4第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の7第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の8、第31条の9第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の11第1項第1号、第2号、第2項、第31条の12（第31条の2第2項に係る部分に限る。）、第31条の13（第31条の2第2項に係る部分に限る。）、第31条の15、第31条の16第1項第1号、第2号、第3号、第2項又は第31条の17第1項（第31条の2第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(13) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17（第1項に係る部分を除く。）、第31条の18第1項、第32条第1号、第4号、第5号又は第33条第1号に規定する罪に当たる行為	F
(14) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条第2号（第22条の2第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	G
(15) 特許法第196条の2（第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(16) 実用新案法第56条（第28条により侵害するものとみなされる行為のうち	E

譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	
(17) 意匠法第69条の2(第38条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(18) 商標法第78条の2(第37条の譲渡、輸入若しくは所持する行為に係る部分又は第67条の譲渡、輸入若しくは所持する行為に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(19) 電気用品安全法第57条第3号(販売に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(20) 印紙税法第22条第3号(第16条の販売又は所持に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(21) 著作権法第119条第2項第3号(第113条第1項第2号の申出に係る部分を除く。)、第120条の2第1号(譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。)、第5号(第113条第8項第3号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。))又は第6号(第113条第10項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(22) 著作権法第121条又は第121条の2(頒布又は所持に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(23) 郵便切手類模造等取締法第2条(第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(24) 消費生活用製品安全法第58条第1号(第4条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(25) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第10条第1号(第5条の販売又は授与に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(26) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第57条の2(第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(27) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第58条第2号(第17条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(28) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第63条第6号(第21条第3項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	G

(29) 不正競争防止法第21条第2項第1号（第2条第1項第1号又は第20号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）、第3号（第2条第1項第3号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。）又は第7号（第16条又は第17条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(30) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第3条又は第4条に規定する罪に当たる行為	E
(31) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第2項、第3項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）、第6項又は第7項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第83条第1項第4号（第25条第1項又は第26条第1項に係る部分に限る。）又は第84条第1項第5号（第16条第2項又は第27条の譲渡し、譲受け、販売、引渡し又は引受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(33) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条（第3条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(34) 消費者安全法第51条第1号（第41条第1項の譲渡又は引渡しの禁止に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(35) 古物営業法第31条に規定する罪に当たる行為	E
(36) 古物営業法第32条又は第33条（第5号（第21条の7の規定による警察本部長等の命令違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為	F
(37) 古物営業法第34条第1号、第2号又は第35条（第1号（第10条の2第2項の規定違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為	G
(38) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条、第5条の2、第5条の3又は第8条に規定する罪に当たる行為	E
(39) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(38)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	H
(40) (1)から(39)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為	当該法令違反行為に係

為又は当該行為を教唆する行為	る分類と同一の分類
----------------	-----------

別表 4

(令 7 公委訓令 2 ・ 一部改正)

警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準

1 趣旨

この基準は、警備業者又はその警備員が法令違反行為等を行った場合に、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 指示 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、警備業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 法第49条第1項の規定に基づき、警備業者に対し、その警備業務に係る営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 法令違反行為 警備業に関し、法、法に基づく命令、法第17条第1項の規定に基づく鳥取県警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止等に関する規則（平成21年鳥取県公安委員会規則第5号）又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。
- (5) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。
- (6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。
- (7) 営業停止期間 営業停止命令において警備業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

3 法令違反行為等の分類

法令違反行為等は、別記第1及び別記第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。

4 指示を行うべき場合

- (1) 次のいずれかに該当し、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められる場合は、指示を行うものとする。

ア 警備業者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの（指示に違反する行為を除く。）を行ったとき。

イ 警備業者がその警備員に対し、指導及び監督その他その警備員による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの（指示に違反する行為を除く。）を行ったとき。

ウ 警備業者又はその警備員が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに該当するとき。

（ア） 当該法令違反行為が行われた日前5年以内に、当該警備業者が指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。

（イ） 当該法令違反行為が行われた日前3年以内に、当該警備業者又はその警備員（当該法令違反行為を行った者以外の者を含む。）若しくは当該警備業者の警備員であった者が、当該警備業者の警備業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。

（ウ） （ア）又は（イ）に掲げる場合のほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるとき。

(2) 警備業者又はその警備員が行った、罰則の適用のある法令違反行為について、法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、(1)の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものであるとき。

イ 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき、又はの多数の警備員によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

5 指示と営業停止命令の関係

営業停止命令を行う場合であっても、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令対象行為に対し、指示を併せて行うことができる。

6 指示の個数

1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

7 指示の内容

(1) 指示においては、次に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

ア 指示対象行為により生じた違法状態が解消されていないときに、当該違法状態を解消するための措置(当該指示対象行為が警備業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。)

イ 指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置

ウ 指示対象行為を行った警備員を引き続き警備業務に従事させることにより、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときに、公安委員会が定める一定の期間(法第14条第1項の規定に該当する警備員については、同項の規定に該当しなくなるまでの間)、当該警備員を警備業務に従事させない措置

エ アからウまでに掲げる措置のほか、警備業務の適正な実施を確保するために必要な措置

オ アからエまでに掲げる措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときに、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

(2) (1)ア、イ又はエに掲げる措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであつて、それぞれの目的を達成するために必要な最小限のものとしなければならない。

(3) (1)に掲げる措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

8 営業停止命令を行うべき場合

次のいずれかに該当し、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められる場合は、営業停止命令を行うものとする。

(1) 警備業者が極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

(2) 警備業者がその警備員に対し、指導及び監督その他その警備員による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

(3) 警備業者が法令違反行為等(Iに分類されるものを除く。)を行った場合又は警備業者がその警備員に対し、指導及び監督その他その警備員が法令違反行為等を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が法令違反行

為等（Ⅱに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

ア 当該法令違反行為等と同種若しくは類似の法令違反行為等が繰り返し行われているとき、又は多数の警備員によって当該法令違反行為等と同種若しくは類似の法令違反行為等が行われているとき（当該法令違反行為がF又はOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。

イ 当該法令違反行為等が行われた日前5年以内に、当該警備業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

ウ 当該法令違反行為等が行われた日前3年以内に、当該警備業者が指示を受けたことがあるとき。

エ 警備業者又はその従業者（法人である警備業者にあつては、役員を含む。以下同じ。）が当該法令違反行為等に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、警備業者が引き続き警備業を営む場合に、著しく不適正な警備業務が行われる蓋然性があると認められるときその他警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

9 営業停止命令の範囲

(1) 営業停止命令を行う警備業者に複数の営業所がある場合は、全ての営業所に対して営業停止命令を行うものとする。ただし当該、営業停止命令対象行為に関係する一部の営業所のみに対して営業停止命令を行うことで目的を達成できる場合には、その一部の営業所のみに対して営業停止命令を行うことができる。

(2) 営業停止命令を行う警備業者が法第2条第1項各号に規定する警備業務のうち2以上の区分に係る警備業務を行っている場合は、当該警備業者が行っている全ての区分に係る警備業務に対して営業停止命令を行うものとする。ただし、当該営業停止命令対象行為に関係する特定の区分に係る警備業務のみに対して営業停止命令を行うことで目的を達成できる場合には、その特定の区分に係る警備業務のみに対して営業停止命令を行うことができる。

10 営業停止命令の個数

1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

11 営業停止命令に係る期間

営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及

び「長期」という。)は、別記第1及び別記第2に定める法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期、長期とも6月とする。
- (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は5月とする。
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は3月とする。
- (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は2月とする。
- (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は1月とする。
- (7) O 基準期間は7日、短期は3日、長期は2月とする。

12 営業停止命令の併合

- (1) 法令違反行為等が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、10の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

- (2) (1)の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次に定めるとおりとする。
ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 基準期間 当該法令違反行為等について、11に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について11に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれB、Dに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。

イ 短期 当該法令違反行為等について、11に規定する短期のうち最も長いものとする。

ウ 長期 当該法令違反行為等について、11に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について11に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれD、Fに分類される2個であるときは、4月）及び6月を超えることはできない。

13 観念的競合等

- (1) 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合又は法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等にも該当する場合は、10の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。
- (2) (1)に該当する場合は、各法令違反行為等について11に規定する基準期間、短期及び

長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

14 常習違反加重

警備業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に、極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類される行為を行ったことによって再び営業停止命令を受けるときは、11の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について11に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、これらの期間は6月を超えることはできない。

15 営業停止期間の決定

(1) 営業停止期間は、11から14までに規定する基準期間とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、11から14までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

ア 営業停止命令対象行為により生じた警備業務の依頼者その他の者(以下「依頼者等」という。)の被害が極めて軽微であるとき。

イ 当該営業停止命令対象行為が行われた日前10年以内に、当該警備業者が指示又は営業停止命令を受けたことがないとき。

ウ 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、当該警備業者又はその警備員(当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。)若しくはその警備員であった者が、当該警備業者の警備業務に関して法令違反行為等を行ったことがないとき。

エ 警備業者又はその警備員が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。

オ 警備員が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その警備業者の過失が極めて軽微であると認められるとき。

カ 警備業者が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは依頼者等の被害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改^{しゅん}悛の情が著しいとき。

(3) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、11から14までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

ア 多数の従業者が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。

- イ 法令又は指示に違反した程度が著しく大きいとき。
- ウ 営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大であるとき。
- エ 営業停止命令対象行為により与えた社会的影響が著しく大きいとき。
- オ 当該営業停止命令対象行為が行われた日前５年以内に、当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、当該警備業者又はその警備員（当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。）若しくはその警備員であった者が行った法令違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。
- カ 警備員が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その警備業者の過失が極めて重大であると認められるとき。
- キ 警備業者又はその従業者が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。
- ク 警備業者に改^{しゅん}悛の情が見られないとき。

別記第１（３関係）

（令７公委訓令２・全改）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 名義貸し	法第13条、法第57条第3号	A
(2) 書面交付義務違反・虚偽記載のある書面交付	法第19条、法第57条第4号	D
(3) 警備員指導教育責任者不選任	法第22条第1項、法第57条第5号	C
(4) 機械警備業務開始届出義務違反	法第40条、法第57条第6号	D
(5) 指示処分違反	法第48条、法第57条第7号	B
(6) 認定申請書等虚偽記載	法第5条第1項、法第58条第1号	I
(7) 認定証更新申請書等虚偽記載	法第7条第4項において準用する法第5条第1項、法第58条第1号	I
(8) 標識掲示等義務違反	法第6条第1項、法第58条第2号	I
(9) 営業所のない都道府県における営業所の新設等届出義務違反・営業所のない都道府県における営業所の新設等届出書等虚偽記載	法第9条、法第58条第3号	E
(10) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（主たる営業所の所在地を管轄する公安	法第11条第1項、法第58条第3号	E

委員会関係)		
(11) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会以外の公安委員会関係）	法第11条第3項において準用する法第11条第1項、法第58条第3号	E
(12) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（服装関係）	法第16条第3項において準用する法第11条第1項、法第58条第3号	I
(13) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（護身用具関係）	法第17条第2項において準用する法第11条第1項、法第58条第3号	I
(14) 護身用具届出義務違反・護身用具届出書等虚偽記載	法第17条第2項において準用する法第16条第2項、法第58条第3号	I
(15) 服装届出義務違反・服装届出書等虚偽記載	法第16条第2項、法第58条第3号	I
(16) 機械警備業務開始届出書等虚偽記載	法第40条、法第58条第3号	D
(17) 機械警備業務変更等届出義務違反・機械警備業務変更届出書等虚偽記載	法第41条、法第58条第3号	E
(18) 機械警備業務管理者不選任	法第42条第1項、法第58条第8号	D
(19) 報告等義務違反・虚偽報告等	法第46条、法第58条第7号	D
(20) 立入検査等の拒否等	法第47条第1項、法第58条第7号	D
(21) 基地局備付け書類に係る不整備・基地局備付け書類虚偽記載	法第44条、法第58条第9号	F
(22) 警備員名簿等に係る不整備・警備員名簿等虚偽記載	法第45条、法第58条第9号	F
(23) 欠格者が警備員となることの禁止違反（警備業者が法第14条第2項に違反した場合を除く。）	法第14条第1項	I
(24) 欠格者を警備業務に従事させることの禁止違反 ア 警備業者に故意又は重過失があった場合 イ 警備業者に軽過失があった場合	法第14条第2項	D E
(25) 警備業務実施の基本原則違反（警備業者	法第15条	E

る義務違反		
(33) 即応体制の整備義務違反	法第43条	
ア 機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則（昭和58年鳥取県公安委員会規則第1号）第2条に定める即応体制の整備の基準（以下「基準」という。）に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講ずることができない警備業務対象施設がある場合又は基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講ずるために必要な数の警備員、待機所及び車両その他の装備品が適正に配置されていないことが明らかである場合		D
イ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が50%以上である場合		D
ウ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が30%以上50%未満である場合		E
エ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が10%以上30%未満である場合		F

オ アからエまでに規定する場合以外の場合	I
(34) (1)から(33)までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは ^{ほう} 助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類

別記第 2 （3 関係）

（令 7 公委訓令 2 ・全改）

法令違反行為	分類
(1) 刑法第108条、第112条（第108条に係る部分に限る。）、第117条第1項（第108条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第119条、第126条、第127条、第128条（第126条第1項又は第2項に係る部分に限る。）、第146条後段、第148条第2項（輸入に係る部分に限る。）、第151条（第148条第2項の輸入に係る部分に限る。）、第181条、第199条、第203条（第199条に係る部分に限る。）、第225条の2、第228条（第225条の2第1項に係る部分に限る。）、第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(2) 刑法第95条、第100条、第101条、第102条（第100条又は第101条に係る部分に限る。）、第103条、第104条、第109条第1項、第110条第1項、第112条（第109条第1項に係る部分に限る。）、第114条、第117条第1項（他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第117条の2（第108条に規定する物若しくは他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第118条、第120条第1項、第124条第2項、第125条、第128条（第125条に係る部分に限る。）、第129条第2項、第130条、第132条、第136条（輸入に係る部分に限る。）、第137条（輸入に係る部分に限る。）、第141条（第136条の輸入に係る部分又は第137条の輸入に係る部分に限る。）、第146条前段、第176条、第177条、第	C

179条、第180条、第202条、第203条（第202条に係る部分に限る。）、第204条、第205条、第208条の2第2項、第211条、第218条、第219条（第218条に係る部分に限る。）、第220条、第221条、第223条から第225条まで、第226条、第226条の3、第227条、第228条（第224条、第225条、第226条、第226条の3又は第227条（第4項後段を除く。）に係る部分に限る。）、第233条から第236条まで、第238条、第239条、第243条（第235条から第236条まで、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条、第253条、第256条、第258条から第260条まで又は第262条の2に規定する罪に当たる違法な行為	
(3) 刑法第124条第1項、第128条（第124条第1項に係る部分に限る。）、第208条の2第1項又は第222条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(4) 刑法第206条、第208条、第254条、第261条又は第263条に規定する罪に当たる違法な行為	E
(5) 刑法第209条第1項又は第210条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(6) 爆発物取締罰則第1条又は第2条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(7) 爆発物取締罰則第3条から第6条まで、第8条又は第9条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(8) 爆発物取締罰則第7条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(9) 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第1条の2第1項、第2項又は第1条の3第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(10) 暴力行為等処罰に関する法律第2条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(11) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(12) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる違法な行為	CF
(13) 軽犯罪法第1条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第13号、第15号、第16号、第18号、第23号、第28号又は第32号に規定する罪に当たる違法な行為	
(14) 消防法第39条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(15) 消防法第44条第10号、第13号、第20号、第16条の3第1項、第2項、第24	F

条第1項、第25条第1項又は第2項の規定に違反する行為	
(16) 道路運送法第101条第2項又は第102条(これらの規定中人を死亡させた場合に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	B
(17) 道路運送法第100条第1項、第2項、第101条第1項、第2項(人を傷つけた場合に限る。)、第3項又は第102条(人を死亡させた場合を除く。)に規定する罪に当たる違法な行為	C
(18) 森林法第202条第1項又は第204条(第202条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	C
(19) 航空法第150条第3号、第3号の2、第3号の3又は第6号に規定する罪に当たる違法な行為	F
(20) 航空機の強取等の処罰に関する法律第1条又は第2条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(21) 航空機の強取等の処罰に関する法律第4条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(22) 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第2条、第3条第2項又は第5条(第2条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	B
(23) 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第1条、第3条第1項、第4条、第5条(第1条、第3条第1項又は第4条に係る部分に限る。)又は第6条第2項の罪に当たる違法な行為	C
(24) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第2条から第4条までに規定する罪に当たる違法な行為	B
(25) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第1条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(26) 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第9条第2項に規定する罪に当たる違法な行為	B
(27) 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第9条第1項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(28) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条又は第4条に規定する罪(第3条第1項第7号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。)に当たる違法な行為	B

(29) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第8号、第9号、第11号から第15号、第2項（第1項第8号、第9号、第11号、第12号、第14号又は第15号に掲げる罪に係るものに限る。）、第4条（第3条第1項第9号、第13号又は第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、第7条又は第11条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(30) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第15条又は第16条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(31) 出入国管理及び難民認定法第70条第1項第1号、第2号、第2号の2、第4号、第73条の2、第74条又は第74条の6に規定する罪に当たる違法な行為	C
(32) 出入国管理及び難民認定法第71条又は第73条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(33) 関税法第108条の4第1項、第2項、第3項、第109条第1項、第2項、第3項又は第112条第1項（第108条の4第1項、第2項、第109条第1項又は第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(34) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項又は第3項（第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(35) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第1項、第3項（第1項に係る部分に限る。）、第31条の3、第31条の7、第31条の11第1項第1号、第2号、第2項、第31条の16第1項（第1号に係る部分に限る。）又は第31条の17第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(36) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17第2項第3号、第3項第3号、第32条第4号又は第5号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(37) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条第2号（第22条の2第1項又は第22条の4に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(38) 覚醒剤取締法第41条第2項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第3項（第2項の輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(39) 覚醒剤取締法第41条第1項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）、第3項（第1項の輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第41条の3第3号に規定する罪に当たる違法な行為	C
(40) 麻薬及び向精神薬取締法第64条第2項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）	B

又は第3項（第2項の輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	
(41) 麻薬及び向精神薬取締法第64条第1項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）、第3項（第1項の輸入又は輸出に係る部分に限る。）、第65条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第66条の3（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(42) あへん法第51条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(43) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第5条（輸入又は輸出に係る罪に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(44) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第7条又は第8条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(45) 道路法第101条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(46) 道路法第102条第1号から第3号まで又は第103条第2号から第8号までに規定する罪に当たる違法な行為	D
(47) 道路法第104条、第105条（第48条第4項に係る部分を除く。）又は第106条第1号から第3号までに規定する罪に当たる違法な行為	F
(48) 道路交通法第115条、第117条、第117条の2又は第117条の2の2に規定する罪に当たる違法な行為	C
(49) 道路交通法第116条、第117条の3、第117条の3の2、第117条の5第1項（第2号に係る部分を除く。）、第117条の5第2項、第118条、第118条の2、第118条の3又は第119条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(50) 道路交通法第119条第3項、第119条の2の4、第119条の3第1項、第2項（第2号又は第3号に係る部分を除く。）、第3項、第120条又は第121条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(51) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(52) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第2項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	F

(53) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までに規定する罪に当たる違法な行為	C
(54) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第78条（第27号（第64条第1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(55) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第80条第2号（第63条に係る部分に限る。）若しくは第3号に規定する罪に当たる違法な行為又は第64条第2項の規定に違反する行為	F
(56) 放射性同位元素等の規制に関する法律第52条第11号（第33条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(57) 放射性同位元素等の規制に関する法律第55条第8号若しくは第14号（第32条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第33条第2項の規定に違反する行為	F
(58) 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第3条第1項、第2項、第6条第1項又は第2項に規定する罪に当たる違法な行為	B
(59) 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第5条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(60) 労働基準法第117条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(61) 労働基準法第118条第1項（第6条又は第56条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(62) 職業安定法第63条第1号に規定する罪に当たる違法な行為	C
(63) 職業安定法第64条第9号に規定する罪に当たる違法な行為	C
(64) 児童福祉法第60条第2項（第34条第1項第4号の2に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(65) 下請代金支払遅延等防止法第10条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(66) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条第3項の規定に違反する行為	E
(67) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第59条第1号（第4条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違	C

法な行為	
(68) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条又は第5条	C
(69) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第3項（製造に係る部分に限る。）、第4項、第5項又は第7項（製造に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(70) 法、法に基づく命令及び法第17条第1項の規定に基づく鳥取県警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止等に関する規則以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(69)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	O
(71) 法、法に基づく命令及び法第17条第1項の規定に基づく鳥取県警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止等に関する規則以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(69)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
(72) (1)から(71)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは ^{ほう} 幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

別表 5

（令 7 公委訓令 3 ・ 一部改正）

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準

1 趣旨

この基準は、インターネット異性紹介事業者が行った事業停止命令対象行為に対し鳥取県公安委員会が事業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業停止命令 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）第14条第1項又は第15条第2項第2号の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者に対し、当該インター

ネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。

- (2) 事業停止命令対象行為 インターネット異性紹介事業に関して行われた、法、刑法（明治40年法律第45号）第182条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条から第6条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）（法に規定する罪にあつては、第31条の罪及び同条の罪に係る第35条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪でインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）第1条各号に掲げるものに当たる行為をいう。

- (3) 事業停止期間 事業停止命令においてインターネット異性紹介事業者が事業を停止しなければならないこととする期間をいう。

3 事業停止命令対象行為の分類

事業停止命令対象行為は、別記に定めるとおり、A、B、C、D、E、F及びNに分類するものとする。

4 事業停止命令を行うべき場合

- (1) インターネット異性紹介事業者がA、B、C、D又はEに分類される事業停止命令対象行為を行つたと認めるときは、事業停止命令を行うものとする。ただし、当該事業停止命令対象行為により生じた児童の健全な育成に及ぼす障害が極めて軽微であると認められるときは、この限りではない。

- (2) インターネット異性紹介事業者がF又はNに分類される事業停止命令対象行為を行つたと認める場合であつて、次のいずれかに該当するときは、事業停止命令を行うものとする。

ア インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為と同種又は類似の事業停止命令対象行為を繰り返し行っているとき。

イ インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為を行つた日前5年以内に当該インターネット異性紹介事業者が事業停止命令を受けたことがあるとき。

ウ インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為を行つた日前3年以内に当該インターネット異性紹介事業者が指示を受けたことがあるとき。

エ インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅

し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事業停止命令対象行為に対する指導又は警告に従わず、当該事業停止命令対象行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他インターネット異性紹介事業者が引き続きインターネット異性紹介事業を行った場合に児童の健全な育成に著しく障害を及ぼすと認められるとき。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、当該インターネット異性紹介事業者に対し、インターネット異性紹介事業の廃止を命ずるときは、事業停止命令を行わないものとする。

5 基準期間等

- (1) 事業停止期間に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ単に「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次に掲げる事業停止命令対象行為の分類に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア A 基準期間、短期、長期とも 6 月

イ B 基準期間は 4 月、短期は 2 月、長期は 6 月

ウ C 基準期間は 2 月、短期は 1 月、長期は 4 月

エ D 基準期間は 1 月、短期は 14 日、長期は 2 月

オ E 基準期間は 14 日、短期は 7 日、長期は 1 月

カ F 基準期間は 7 日、短期は 3 日、長期は 14 日

キ N 基準期間、短期、長期とも 6 月

- (2) インターネット異性紹介事業者が行った 1 個の行為が 2 個以上の事業停止命令対象行為に該当するものである場合は、(1)の規定にかかわらず、各事業停止命令対象行為について(1)の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

- (3) 事業停止命令対象行為に該当する行為が 2 個以上行われた場合において 1 個の事業停止命令を行うときは、(1)の規定にかかわらず、各事業停止命令対象行為について(1)の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その最も長いものが 1 月である場合にあっては、30 日）にその 2 分の 1 の期間を加算した期間（その期間に 1 日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を基準期間とし、各事業停止命令対象行為について(1)の規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各事業停止命令対象行為について(1)の規定により定められた長期のうち最も長いもの（その最も長いものが 1 月である場合にあっては、30 日）にその 2 分の 1 の期間を加算した期間（その期間に 1 日に満たない端数があるときにあっては、これ

を切り捨てるものとする。)を長期とする。ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各事業停止命令対象行為について(1)の規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び6月を超えることはできない。

- (4) インターネット異性紹介事業者が事業停止命令を受けた日から5年以内に当該インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為でA、B、C、D、E又はNに分類されるものを行った場合において事業停止命令を行うときは、(1)の規定にかかわらず、当該事業停止命令対象行為について(1)の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、6月を超えることはできない。

6 事業停止期間の決定

- (1) 事業停止期間は、5の規定により定められた基準期間とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する事由があるときは、5の規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を事業停止期間とすることができる。

ア 事業停止命令対象行為により生じた児童の健全な育成に及ぼす障害が軽微であること。

イ インターネット異性紹介事業者が暴行又は脅迫を受けて事業停止命令対象行為を行ったこと。

ウ インターネット異性紹介事業者が事業停止命令の対象とする事業停止命令対象行為と同種又は類似の事業停止命令対象行為が将来において行われることを防止するための措置又は事業停止命令の対象とする事業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは児童の健全な育成に及ぼす障害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的に執っており、かつ、改^{しゅん}悛の情が著しいこと。

- (3) (1)の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する事由があるときは、5の規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を事業停止期間とすることができる。

ア 事業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。

イ 事業停止命令対象行為により児童の健全な育成に障害を及ぼす重大な結果が生じたこと。

ウ インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為を行った日前5年以内に同種又は類似の事業停止命令対象行為を理由として、事業停止命令又は指示を受けた

ことがあること。

エ インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

オ インターネット異性紹介事業者に改^{しゅん}悛の情がみられないこと。

別記（３関係）

（令 7 公委訓令 3 ・一部改正）

事業停止命令対象行為	分類
(1) 法第32条第1号に規定する罪又は当該罪に係る同法第35条に規定する罪に当たる行為（事業開始届出義務違反）	N
(2) 法第32条第2号に規定する罪又は当該罪に係る同法第35条に規定する罪に当たる行為（名義貸し）	N
(3) 法第32条第3号に規定する罪又は当該罪に係る同法第35条に規定する罪に当たる行為（指示に違反する行為）	B
(4) 法第33条に規定する罪に当たる行為（禁止誘引行為）	B
(5) 法第34条第1号に規定する罪又は当該罪に係る同法第35条に規定する罪に当たる行為（開始届出書等虚偽記載）	F
(6) 法第34条第2号に規定する罪又は当該罪に係る同法第35条に規定する罪に当たる行為（変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載）	F
(7) 法第34条第3号に規定する罪又は当該罪に係る同法第35条に規定する罪に当たる行為（報告・資料の提出義務違反）	D
(8) 刑法第182条に規定する罪に当たる行為	A
(9) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）に当たる行為	A
(10) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条又は第6条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(11) 刑法第136条又は第137条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(12) 刑法第174条に規定する罪又は同法第175条第1項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）に当たる行為	E

(13) 刑法第176条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第177条に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、同法第179条に規定する罪、同法第180条（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）又は同法第183条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(14) 刑法第181条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）に当たる行為	B
(15) 刑法第186条第2項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(16) 刑法第187条第1項又は第2項に規定する罪に当たる行為	D
(17) 刑法第187条第3項に規定する罪（児童と授受する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(18) 刑法第224条から第226条まで（第225条の2を除く。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）、同法第226条の2に規定する罪（児童を売買する行為に係るものに限る。）、同法第226条の3に規定する罪（児童を移送する行為に係るものに限る。）、同法第227条第1項から第3項までに規定する罪（児童を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させる行為に係るものに限る。）、同条第4項に規定する罪（略取され又は誘拐された児童を收受する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第227条第4項後段に規定する罪を除く。）に係る同法第228条に規定する罪に当たる行為	C
(19) 刑法第225条の2に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）又は当該罪（同法第225条の2第1項に係る部分に限る。）に係る同法第228条に規定する罪に当たる行為	B
(20) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項又は第4条に規定する罪（児童に販売し、又は供与する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(21) 労働基準法第117条に規定する罪（児童に労働を強制する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第121条に規定する罪に当たる行為	C
(22) 労働基準法第118条第1項（同法第56条に係る部分に限る。）若しくは第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）に規定する罪又	D

はこれらの罪に係る同法第121条に規定する罪に当たる行為	
(23) 職業安定法第63条第1号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）、同条第2号に規定する罪（児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集、児童に対する労働者の募集に関する情報若しくは労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第67条に規定する罪に当たる行為	C
(24) 児童福祉法第60条第1項に規定する罪又は当該罪に係る同法第62条の4に規定する罪に当たる行為	A
(25) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3、第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）に規定する罪又は当該罪に係る同法第62条の4に規定する罪に当たる行為	C
(26) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第51条第1項第4号（同法第22条第1項第6号に係る部分を除く。）、第5号（同法第28条第12項第5号に係る部分を除く。）、第6号、第8号（同法第31条の13第2項第6号に係る部分を除く。）若しくは第9号に規定する罪、同法第51条第1項第4号（同法第22条第1項第6号に係る部分に限る。）、第5号（同法第28条第12項第5号に係る部分に限る。）若しくは第8号（同法第31条の13第2項第6号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）、同法第53条第2号に規定する罪（児童である客に対する同法第22条の2各号に掲げる行為に係るものに限る。）、同法第53条第7号に規定する罪（児童の紹介を受けた場合における財産上の利益を提供し、又は提供させる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第57条第1項に規定する罪に当たる行為	D
(27) 競馬法第30条第3号に規定する罪（児童に勝馬投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）又は同法第31条第1号に規定する罪に当たる行為	C
(28) 競馬法第35条に規定する罪（児童による同法第28条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）	F

る。)に当たる行為	
(29) 自転車競技法第56条第2号に規定する罪（児童に勝者投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第57条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第69条に規定する罪に当たる行為	C
(30) 自転車競技法第59条に規定する罪（児童による同法第9条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第69条に規定する罪に当たる行為	F
(31) 小型自動車競走法第61条第2号に規定する罪（児童に勝車投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第62条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	C
(32) 小型自動車競走法第64条に規定する罪（児童による同法第13条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	F
(33) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号に規定する罪（児童に販売し、又は授与する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第26条に規定する罪に当たる行為	D
(34) モーターボート競走法第65条第2号に規定する罪（児童に勝舟投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第66条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第71条に規定する罪に当たる行為	C
(35) モーターボート競走法第69条に規定する罪（児童による同法第12条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第71条に規定する罪に当たる行為	F
(36) 覚醒剤取締法第41条の2に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第41条の3（同法第19条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第41条の3（同法第20条第2項又は第3項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第41条の4（同法第30条の9第1項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第41条の4（同法第30条の11に係る部分に限る。）に規定する	C

罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第41条の5第1項第3号に規定する罪、同法第41条の11若しくは第41条の13に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第41条の2第1項、第41条の3第1項、第41条の4第1項、第41条の11及び第41条の13に規定する罪を除く。）に係る同法第44条に規定する罪に当たる行為	
(37) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2に規定する罪（児童に譲り渡し、児童から譲り受け、又は児童に交付する行為に係るものに限る。）、同法第64条の3に規定する罪（児童に対して施用する行為に係るものに限る。）、同法第66条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第66条の4に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第68条の2に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第69条第5号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第6号に規定する罪又はこれらの罪（同法第64条の2第1項、第64条の3第1項、第66条第1項、第66条の2第1項、第66条の4第1項及び第68条の2に規定する罪を除く。）に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	C
(38) 麻薬及び向精神薬取締法第69条の5に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第70条第17号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第18号に規定する罪又はこれらの罪（同法第69条の5に規定する罪を除く。）に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	D
(39) あへん法第52条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第54条の3に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第52条第1項及び第54条の3に規定する罪を除く。）に係る同法第61条に規定する罪に当たる行為	C
(40) 売春防止法第5条に規定する罪、同法第6条第1項に規定する罪（児童をその相手方とする売春の周旋をする行為に係るものに限る。）、同条第2項	D

第1号に規定する罪（児童を売春の相手方となるように勧誘する行為に係るものに限る。）又は同項第2号若しくは第3号に規定する罪に当たる行為	
(41) 売春防止法第7条、第10条若しくは第12条に規定する罪（児童に売春をさせる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第7条に規定する罪を除く。）に係る同法第14条に規定する罪に当たる行為	C
(42) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条に規定する罪（児童である労働者を対象とする労働者派遣に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第62条に規定する罪に当たる行為	C
(43) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条若しくは第33条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第36条に規定する罪に当たる行為	C
(44) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第35条に規定する罪（児童による同法第9条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第36条に規定する罪に当たる行為	F
(45) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる行為	A
(46) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項（第6号に係る部分に限る。）に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(47) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条（第1項第10号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	B
(48) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	D
(49) 特定複合観光施設区域整備法第237条第1項第6号（同法第69条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(50) 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第20条に規定する罪（これに	C

当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。)又は当該罪に係る同法第22条第1項に規定する罪に当たる行為	
(51) 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第21条に規定する罪(これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。)又は当該罪に係る同法第22条第1項に規定する罪に当たる行為	D
(52) 次に掲げる行為又はこれらに類する行為であつて、当該行為が行われた場所を管轄する都道府県の条例の規定により罪とされているものに当たる行為 イ 児童と淫行をすること。 ロ 児童に対しわいせつな行為をすること。 ハ 児童に淫行又はわいせつな行為の方法を教えること。 ニ 児童に淫行又はわいせつな行為を見せること。	E

別表 6

(令 7 公委訓令 2 ・ 一部改正)

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準

1 趣旨

この基準は、探偵業者等が法令違反行為等を行った場合に、鳥取県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 指示 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 法第15条第1項の規定に基づき、探偵業者に対し、その探偵業の停止を命ずることをいう。
- (3) 法令違反行為 探偵業に関し、法又は他の法令の規定に違反する行為をいう。

- (4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。
- (5) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。
- (6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。
- (7) 営業停止期間 営業停止命令において探偵業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。
- (8) 探偵業従事者 探偵業者の業務（探偵業務のほか、探偵業に係る経理、庶務等、役員が行う取締役、監査等その他の業務を含む。）に従事する者をいう。

3 法令違反行為等の分類

法令違反行為等は、別記第1及び別記第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。

4 指示を行うべき場合

- (1) 次のいずれかに該当し、探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められる場合は、指示を行うものとする。

ア 探偵業者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの（指示に違反する行為を除く。）を行ったとき。

イ 探偵業者がその探偵業従事者に対し、指導及び監督その他その探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの（指示に違反する行為を除く。）を行ったとき。

ウ 探偵業者等が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに該当するとき。

（ア） 当該法令違反行為が行われた日前5年以内に、当該探偵業者が指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。

（イ） 当該法令違反行為が行われた日前3年以内に、当該探偵業者等（当該法令違反行為を行った者以外の者を含む。）又は当該探偵業者の探偵業従事者であった者が、当該探偵業者の業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。

（ウ） （ア）又は（イ）に掲げる場合のほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき。

- (2) 探偵業者等が行った、罰則の適用のある法令違反行為について、法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、(1)の規定にかかわらず、当

該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものであるとき。

イ 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき、又は多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

5 指示と営業停止命令の関係

営業停止命令を行う場合であっても、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令対象行為に対し、指示を併せて行うことができる。

6 指示の個数

1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

7 指示の内容

(1) 指示においては、次に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

ア 指示対象行為により生じた違法状態が解消されていないときに、当該違法状態を解消するための措置(当該指示対象行為が探偵業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。)

イ 指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置

ウ 指示対象行為を行った探偵業従事者を引き続き探偵業者の業務に従事させることにより、探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときに、公安委員会が定める一定の期間、当該探偵業従事者を探偵業者の業務に従事させない措置

エ アからウまでに掲げる措置のほか、探偵業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置

オ アからエまでに掲げる措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときに、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

(2) (1)ア、イ又はエに掲げる措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、それ

それぞれの目的を達成するために必要な最小限のものとしなければならない。

- (3) (1)に掲げる措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付することができる。

8 営業停止命令を行うべき場合

- (1) 探偵業者が指示に違反したときは、営業停止命令を行うものとする。
- (2) 次のいずれかに該当し、探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合は、営業停止命令を行うものとする。

ア 探偵業者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

イ 探偵業者がその探偵業従事者に対し、指導及び監督その他その探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

ウ 探偵業者が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合又は探偵業者がその探偵業従事者に対し、指導及び監督その他その探偵業従事者が法令違反行為を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

（ア） 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき、又は多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき（当該法令違反行為がF又はOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。

（イ） 当該法令違反行為が行われた日前5年以内に、当該探偵業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

（ウ） 当該法令違反行為が行われた日前3年以内に、当該探偵業者が指示を受けたことがあるとき。

（エ） 探偵業者等が当該法令違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

（オ） （ア）から（エ）までに掲げる場合のほか、探偵業者が引き続き探偵業を行った場合に、著しく不適正な探偵業の業務の運営が行われる蓋然性があると認めら

れるときその他探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

9 営業停止命令の個数

1 個の法令違反行為等については、1 個の営業停止命令を行うものとする。

10 営業停止命令に係る期間

営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別記第 1 及び別記第 2 に定める法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期、長期とも 6 月とする。
- (2) B 基準期間は 4 月、短期は 2 月、長期は 6 月とする。
- (3) C 基準期間は 2 月、短期は 1 月、長期は 4 月とする。
- (4) D 基準期間は 1 月、短期は 14 日、長期は 2 月とする。
- (5) E 基準期間は 14 日、短期は 7 日、長期は 1 月とする。
- (6) F 基準期間は 7 日、短期は 3 日、長期は 14 日とする。
- (7) O 基準期間は 7 日、短期は 3 日、長期は 2 月とする。

11 営業停止命令の併合

- (1) 法令違反行為等が 2 個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、9 の規定にかかわらず、1 個の営業停止命令を行うものとする。
- (2) (1) の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
ただし、1 月は 30 日として算出し、1 日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 基準期間 当該法令違反行為等について、10 に規定する基準期間のうち最も長いものにその 2 分の 1 の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について 10 に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれ B、D に分類される 2 個であるときは、5 月）及び 6 月を超えることはできない。

イ 短期 当該法令違反行為等について、10 に規定する短期のうち最も長いものとする。

ウ 長期 当該法令違反行為等について、10 に規定する長期のうち最も長いものにその 2 分の 1 の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について 10 に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれ C、

Eに分類される2個であるときは、5月)及び6月を超えることはできない。

12 観念的競合等

- (1) 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合又は法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等にも該当する場合は、9の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。
- (2) (1)に該当する場合は、各法令違反行為等について10に規定する基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

13 常習違反加重

探偵業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に、極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類される行為を行ったことによって再び営業停止命令を受けるときは、10の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について10に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、これらの期間は6月を超えることはできない。

14 営業停止期間の決定

- (1) 営業停止期間は、10から13までに規定する基準期間とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、10から13までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。
 - ア 営業停止命令対象行為により生じた探偵業務の依頼者その他の者(以下「依頼者等」という。)の被害が極めて軽微であるとき。
 - イ 当該営業停止命令対象行為が行われた日前10年以内に、当該探偵業者が指示又は営業停止命令を受けたことがないとき。
 - ウ 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、当該探偵業者等(当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。)又は当該探偵業者の探偵業従事者であった者が、当該探偵業者の業務に関して法令違反行為等を行ったことがないとき。
 - エ 探偵業者等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。
 - オ 探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その探偵業者の過失が極めて軽微であると認められるとき。
 - カ 探偵業者が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは依頼者等の被害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改^{しゅん}悛の情が著しいとき。

(3) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、10から13までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

ア 多数の探偵業従事者が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。

イ 法令又は指示に違反した程度が著しく大きいとき。

ウ 営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大であるとき。

エ 当該営業停止命令対象行為が行われた日前5年以内に、当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、当該探偵業者等（当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。）又は当該探偵業者の探偵業従事者であった者が行った法令違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。

オ 探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その探偵業者の過失が極めて重大であると認められるとき。

カ 探偵業者等が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。

キ 探偵業者に改^{しゅん}悛の情が見られないとき。

別記第1（3関係）

（令7公委訓令2・全改）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 名義貸し	法第5条、法第18条第2号	A
(2) 指示処分違反	法第14条、法第18条第3号	B
(3) 開始届出書等虚偽記載（欠格事由に係る虚偽記載を除く。）	法第4条第1項、法第19条第1号	I
(4) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（欠格事由に係る変更届出義務違反又は虚偽記載を除く。）	法第4条第2項、法第19条第2号	I
(5) 書面交付義務違反等	法第8条、法第19条第3号	D
(6) 従業者名簿に係る不整備・従業者名簿虚偽記載	法第12条第1項、法第19条第4号	F
(7) 報告義務違反・立入検査等の拒否等	法第13条第1項、法第19条第5号	D
(8) 探偵業務の実施の原則違反（探偵業者等が	法第6条	E

法の他の規定に違反し、又は探偵業務に関し 他の法令の規定に違反した場合を除く。)		
(9) 書面受理義務違反	法第7条	F
(10) 違法な行為のために用いられることを知 った上での探偵業務の実施	法第9条第1項	E
(11) 探偵業者以外の者への探偵業務の委託	法第9条第2項	C
(12) 守秘義務違反	法第10条第1項	C
(13) 資料の不正又は不当な利用の防止措置義 務違反	法第10条第2項	D
(14) 教育義務違反 ア 違法行為を助長し、又は容認する内容の 教育を行った場合 イ 大部分の従業者が教育を受けていない場 合及び教育に必要な体制やマニュアル等が 調っていないと認められる場合 ウ ア又はイに規定する場合以外の場合	法第11条	D E I
(15) 標識掲示等義務違反	法第12条第2項	I
(16) (1)から(15)までのいずれかに掲げる法令 違反行為等（罰則の適用があるものに限る。） を教唆し、若しくは ^{ほう} 幫助する行為又は当該行 為を教唆する行為		当該法 令違反 行為等 に係る 分類と 同一の 分類

別記第2（3関係）

（令7公委訓令2・全改）

法令違反行為	分類
(1) 刑法第108条、第112条（第108条に係る部分に限る。）、第117条第1項（第108条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第181条、第199条、第203条（第199条に係る部分に限る。）、第225条の2、第228条（第225条の2第1	B

項に係る部分に限る。)、第240条、第241条又は第243条(第240条又は第241条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	
(2) 刑法第95条、第96条の6、第99条、第100条、第102条(第99条又は第100C 条に係る部分に限る。)、第103条、第104条、第109条第1項、第110条第1 項、第112条(第109条第1項に係る部分に限る。)、第114条、第117条第1 項(他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に 係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限 る。)、第124条第2項、第130条、第132条、第155条、第156条(第155条の 文書又は図画に係る部分に限る。)、第157条第1項、第3項(第1項に係る部 分に限る。)、第158条(第155条の文書若しくは図画に係る部分、第156条 (第155条の文書又は図画に係る部分に限る。)の文書若しくは図画に係る部 分又は第157条第1項の文書若しくは電磁的記録に係る部分に限る。)、第159 条第1項、第2項、第160条、第161条(第159条第1項の文書若しくは図画に係 る部分、第2項の文書若しくは図画に係る部分又は第160条の文書若しくは図 画に係る部分に限る。)、第161条の2、第163条の2、第163条の3、第163条 の4第1項、第2項、第163条の5、第165条から第167条まで、第168条(第164 条第2項に係る部分を除く。)、第169条、第172条、第176条、第177条、第 179条、第180条、第182条、第183条、第198条、第202条、第203条(第202 条に係る部分に限る。)、第204条、第205条、第208条の2第2項、第211条、 第218条、第219条(第218条に係る部分に限る。)、第220条、第221条、第 223条から第225条まで、第226条、第227条、第228条(第224条、第225条又 は第226条に係る部分に限る。)、第230条第1項、第233条から第236条まで、 第238条、第239条、第243条(第235条から第236条まで、第238条又は第239 条に係る部分に限る。)、第246条から第250条まで、第252条、第253条、第 256条又は第258条から第260条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な 行為	
(3) 刑法第105条の2、第113条、第124条第1項、第128条(第124条第1項に係D る部分に限る。)、第133条、第134条、第140条、第141条(第140条に係る 部分に限る。)、第157条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)、第158 条(第157条第2項の文書又は図画に係る部分に限る。)、第159条第3項、第 161条(第159条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。)、第201条、第208	

条の2第1項、第222条、第228条の3又は第237条に規定する罪に当たる違法な行為	
(4) 刑法第175条、第206条、第208条、第254条、第261条又は第263条に規定する罪に当たる違法な行為	E
(5) 刑法第116条第1項、第2項（他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。）、第117条の2（第116条又は第117条第1項（他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。）に係る部分に限る。）、第209条第1項、第210条又は第231条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(6) 爆発物取締罰則第1条又は第2条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(7) 爆発物取締罰則第3条（所持に係る部分に限る。）、第4条又は第9条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(8) 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第1条の2第1項、第2項又は第1条の3第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(9) 暴力行為等処罰に関する法律第2条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(10) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(11) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(12) 軽犯罪法第1条第1号から第3号まで、第6号、第8号から第13号まで、第15号、第16号、第23号、第24号又は第26号から第34号までに規定する罪に当たる違法な行為	F
(13) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第2条又は第4条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(14) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第1条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(15) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第7号、第10号、第2項（第1項第7号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。）又は第4条に規定する罪（第3条第1項第7号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。）に当たる違法な行為	B
(16) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第8号	C

号、第9号、第11号から第15号まで、第3条第2項（第1項第8号、第9号、第11号、第12号、第14号又は第15号に掲げる罪に係るものに限る。）、第4条（第3条第1項第9号、第13号又は第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、第6条第1項第1号又は第7条に規定する罪に当たる違法な行為	
(17) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条第1項第2号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(18) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第15条又は第16条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(19) 覚醒剤取締法第41条の2又は第41条の3（第19条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(20) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2、第64条の3（施用に係る部分に限る。）、第66条、第66条の2（第27条第1項の施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）、第66条の3（輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。）又は第66条の4に規定する罪に当たる違法な行為	C
(21) あへん法第52条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(22) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の3、第31条の11第1項第1号又は第31条の16第1項第1号に規定する罪に当たる違法な行為	C
(23) 銃砲刀剣類所持等取締法第32条第4号又は第5号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(24) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条（第22条の2第1項又は第22条の4に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(25) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第47条第1号又は第4号に規定する罪に当たる違法な行為	C
(26) 貸金業法第47条の3第1項第3号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(27) 会社法第960条から第962条まで、第967条第2項、第968条第1項、第970条第2項、第3項又は第4項に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(28) ストーカー行為等の規制等に関する法律第6条の規定に違反する行為又は第18条、第19条若しくは第20条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(29) ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条の規定に違反する行為	F
(30) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第29条に規定	D

する罪に当たる違法な行為	
(31) 道路法第103条第2号、第4号又は第5号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(32) 道路法第104条又は第105条（第48条第4項に係る部分を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(33) 道路交通法第115条、第117条、第117条の2又は第117条の2の2に規定する罪に当たる違法な行為	C
(34) 道路交通法第116条、第117条の3、第117条の3の2、第117条の5第1項第1号、第117条の5第2項、第118条、第118条の2、第119条第1項又は第2項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(35) 道路交通法第119条第3項、第119条の2の4、第119条の3第1項、第2項第2号、第3号、第3項、第120条又は第121条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(36) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(37) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第2項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(38) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までに規定する罪に当たる違法な行為	C
(39) 戸籍法第134条に規定する違法な行為	D
(40) 戸籍法第135条又は第136条に規定する違法な行為	F
(41) 住民基本台帳法第42条又は第44条から第46条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	D
(42) 住民基本台帳法第47条第2号、第51条又は第52条に規定する違法な行為	F
(43) 国家公務員法第109条（第100条第1項に係る部分に限る。）又は第111条（第109条第12号（第100条第1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(44) 地方公務員法第60条第2号（第34条第1項に係る部分に限る。）又は第62条（第60条第2号（第34条第1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(45) 外務公務員法第27条（第4条において準用する国家公務員法第100条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D

(46) 特定秘密の保護に関する法律第23条第1項、第2項、第3項又は第25条（第23条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(47) 特定秘密の保護に関する法律第23条第4項又は第5項に規定する違法な行為	D
(48) 自衛隊法第118条（第59条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(49) 独立行政法人通則法第69条の2に規定する罪に当たる違法な行為	D
(50) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第8条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(51) 不動産登記法第159条又は第161条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(52) 家事事件手続法第292条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(53) 人事訴訟法第11条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(54) 個人情報の保護に関する法律第179条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(55) 個人情報の保護に関する法律第18条第1項、第2項、第20条1項、第21条第1項、第2項、第3項、第23条から第25条まで、第27条第1項、第3項、第6項、第32条、第33条第2項、第3項、第34条第2項、第3項、第35条第2項、第4項若しくは第5項の規定のいずれかに違反する行為又は第182条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(56) 個人情報の保護に関する法律第176条、第180条又は第181条に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	D
(57) 個人情報の保護に関する法律第185条第3号に規定する違法な行為	F
(58) 情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(59) 保健師助産師看護師法第44条の4第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(60) 弁護士法第77条第3号又は第4号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(61) 司法書士法第76条第1項又は第78条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(62) 行政書士法第21条第2号又は第22条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(63) 診療放射線技師法第35条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	F

(64) 臨床検査技師等に関する法律第23条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(65) 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第109条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(66) 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第25条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(67) 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第25条第3項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(68) 救急救命士法第54条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(69) 郵便法第77条、第78条又は第86条第1項（第77条又は第78条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(70) 郵便法第80条又は第86条第1項（第80条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(71) 電波法第108条の2に規定する罪に当たる違法な行為	C
(72) 電波法第109条、第109条の2第1項、第2項、第4項、第110条第1号又は第4号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(73) 有線電気通信法第13条、第14条第2項又は第3項（第14条第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(74) 有線電気通信法第14条第1項又は第3項（第14条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(75) 電気通信事業法第179条第2項又は第3項（第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(76) 電気通信事業法第179条第1項、第3項（第1項に係る部分に限る。）、第180条第1項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(77) 日本電信電話株式会社等に関する法律第21条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(78) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第11条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(79) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第12条（第5号に係る部分を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	D

(80) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第13条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(81) 電子署名及び認証業務に関する法律第42条第2号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(82) 民間事業者による信書の送達に関する法律第44条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(83) 民間事業者による信書の送達に関する法律第45条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(84) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第74条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(85) 特許法第197条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(86) 特許法第200条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(87) 実用新案法第57条又は第60条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(88) 意匠法第70条又は第73条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(89) 商標法第79条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(90) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第52条又は第53条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(91) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第42条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(92) 不正競争防止法第21条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(93) 種苗法第68条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(94) 弁理士法第79条第3項又は第80条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(95) 労働基準法第117条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(96) 労働基準法第118条第1項（第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条（第3条、第17条又は第61条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(97) 職業安定法第63条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(98) 職業安定法第66条第9号に規定する罪に当たる違法な行為	F
(99) 児童福祉法第60条第1項又は第2項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(100) 児童福祉法第61条、第61条の2第1項又は第61条の3（第21条の12又は第	D

25条の5に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	
(101) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条第4号(第26条(第18条の2第1項、第22条第3号又は第4号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第30条(第28条第11項において準用する第18条の2第1項又は第28条第12項第3号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の5第1項(第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第2項(第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の6第2項第2号(第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第3号(第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の15(第31条の13第2項第3号又は第4号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の20(第31条の18第2項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の21第2項第2号(第31条の18第2項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第34条第2項(第32条第3項において準用する第22条第1項第4号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第35条の4第2項(第35条の3の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第4項第2号(第35条の3の規定に違反した行為に係る処分に限る。))に係る部分に限る。)、第50条第1項第4号(第22条第1項第3号又は第4号(第32条第3項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第5号(第28条第12項第3号に係る部分に限る。)、第6号、第8号(第31条の13第2項第3号又は第4号に係る部分に限る。))又は第9号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(102) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第18条の2第1項、第28条第11項(第18条の2第1項に係る部分に限る。)、第31条の3第1項(第18条の2第1項に係る部分に限る。))又は第35条の3の規定に違反する行為	F
(103) 売春防止法第7条から第13条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(104) 売春防止法第6条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(105) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿	C

態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までに規定する罪のいずれかに当たる行為	
(106) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第4条、第5条第1項、第6条第1項、第7条第2項、第3項（輸入に係る部分を除く。）、第4項、第6項、第7項（輸入に係る部分を除く。）、第8条第1項又は第3項（第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(107) 職務に関して知り得た秘密を漏らすことを禁止する、法以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(106)までに掲げる行為以外のもの	O
(108) 法以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(107)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	O
(109) 法以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(107)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
(110) (1)から(109)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

別表 7

（令 8 公委訓令 3 ・ 追加）

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準

1 趣旨

この基準は、特定金属くず買受業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）が法令違反行為等を行った場合に、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 指示 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号。以下「法」という。）第 11 条の規定に基づき、特定金属くず買受業を営む者に対し、本人確認の確実な実施を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示する

ことをいう。

- (2) 営業停止命令 法第12条の規定に基づき、特定金属くず買受業を営む者に対し、その特定金属くず買受業の停止を命ずることをいう。
- (3) 法令違反行為 特定金属くず買受業に関し、法若しくは法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。
- (5) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。
- (6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。
- (7) 営業停止期間 営業停止命令において特定金属くず買受業を営む者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。
- (8) 特定金属製物品 特定金属（銅その他犯罪の状況、当該金属の経済的価値その他の事情に鑑み、当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を使用して製造された物品のうち、主として特定金属により構成されているものをいう。

3 法令違反行為等の分類

法令違反行為等は、別記第1及び別記第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。

4 指示を行うべき場合

- (1) 次のいずれかに該当し、特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品（窃取された特定金属製物品をいう。以下同じ。）の処分を防止するため必要があると認められる場合は、指示を行うものとする。

ア 特定金属くず買受業を営む者がA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの（指示に違反する行為を除く。）を行ったとき。

イ 特定金属くず買受業を営む者がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの（指示に違反する行為を除く。）を行ったとき。

ウ 特定金属くず買受業を営む者又は代理人等が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

（ア） 当該法令違反行為が行われた日前5年以内に、当該特定金属くず買受業を営む者が指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。

(イ) 当該法令違反行為が行われた日前３年以内に、当該特定金属くず買受業を営む者若しくは代理人等（当該法令違反行為を行った者以外の者を含む。）又は代理人等であった者が、当該特定金属くず買受業に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。

(ウ) (ア) から (エ) に掲げる場合のほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分を防止するため必要があると認められるとき。

(2) 指示を行う場合の例外

特定金属くず買受業を営む者又は代理人等が行った、罰則の適用のある法令違反行為について、法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、前条の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものであるとき。

イ 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき、又は多数の代理人等によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

5 指示と営業停止命令の関係

営業停止命令を行う場合であっても、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令対象行為に対し、指示を併せて行うことができる。

6 指示の個数

１個の法令違反行為に対しては、１個の指示を行うものとする。ただし、２個以上の法令違反行為に対して１個の指示を行うこと、及び１個の指示において２個以上の事項を指示することを妨げない。

7 指示の内容

(1) 指示においては、次に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

ア 指示対象行為により生じた違法状態が解消されていないときに、当該違法状態を解消するための措置(当該指示対象行為が特定金属くず買受業を営む者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。)

イ 指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置

ウ 指示対象行為を行った代理人等を引き続き特定金属くず買受業に従事させることについて、特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分を防止するため必要があると認められるときに、公安委員会が定める一定の期間、当該代理人等を特定金属くず買受業に従事させない措置

エ アからウまでに掲げる措置のほか、特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分を防止するために必要な措置

オ アからエまでに掲げる措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときに、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

(2) (1)ア、イ又はエに規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、それぞれの目的を達成するために必要な最小限のものとしなければならない。

(3) (1)に掲げる措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

8 営業停止命令を行うべき場合

(1) 特定金属くず買受業を営む者が指示に違反したときは、営業停止命令を行うものとする。

(2) 次のいずれかに該当し、特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分を防止するため特に必要があると認められる場合は、営業停止命令を行うものとする。

ア 特定金属くず買受業を営む者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

イ 特定金属くず買受業を営む者がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

ウ 特定金属くず買受業を営む者が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合又は特定金属くず買受業を営む者がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等が法令違反行為を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

（ア） 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われている

るとき、又は多数の代理人等によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき（当該法令違反行為がOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。

(イ) 当該法令違反行為が行われた日前5年以内に、当該特定金属くず買受業を営む者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

(ウ) 当該法令違反行為が行われた日前3年以内に、当該特定金属くず買受業を営む者が指示を受けたことがあるとき。

(エ) 特定金属くず買受業を営む者又は代理人等が当該法令違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる場合のほか、特定金属くず買受業を営む者が引き続き特定金属くず買受業を行った場合に、特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分を防止するため特に必要があると認められるとき。

9 営業停止命令の個数

1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

10 営業停止命令に係る期間

営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別記第1及び別記第2に定める法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期、長期とも6月とする。
- (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。
- (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。
- (7) O 基準期間は7日、短期は3日、長期は2月とする。

11 営業停止命令の併合

(1) 法令違反行為等が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、9の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

(2) (1)の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨

てるものとする。

ア 基準期間 当該法令違反行為等について、10に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について10に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれB、Dに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。

イ 短期 当該法令違反行為等について、10に規定する短期のうち最も長いものとする。

ウ 長期 当該法令違反行為等について、10に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について10に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為等がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、5月）及び6月を超えることはできない。

12 観念的競合等

(1) 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合又は法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等にも該当する場合は、9の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

(2) (1)に該当する場合は、各法令違反行為等について10に規定する基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

13 常習違反加重

特定金属くず買受業を営む者が営業停止命令を受けた日から5年以内に、極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類される行為を行ったことによって再び営業停止命令を受けるときは、10の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について10に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、これらの期間は6月を超えることはできない。

14 営業停止期間の決定

(1) 営業停止期間は、10から13までに規定する基準期間とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、10から13までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

ア 営業停止命令対象行為によって特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分の防止を阻害した程度が極めて軽微であるとき。

イ 当該営業停止命令対象行為が行われた日前10年以内に、当該特定金属くず買受業

を営む者が指示又は営業停止命令を受けたことがないとき。

ウ 当該営業停止命令対象行為が行われた日前５年以内に、当該特定金属くず買受業を営む者若しくは代理人等（当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。）又は当該特定金属くず買受業を営む者の代理人等であった者が、当該特定金属くず買受業を営む者の業務に関して法令違反行為等を行ったことがないとき。

エ 特定金属くず買受業を営む者又は代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。

オ 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その特定金属くず買受業を営む者の過失が極めて軽微であると認められるとき。

カ 特定金属くず買受業を営む者が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとり、かつ、改^{しゅん}悛の情が著しいとき。

(3) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、10から13までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

ア 多数の代理人等が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。

イ 法令又は指示に違反した程度が著しく大きいとき。

ウ 営業停止命令対象行為によって特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製品品の処分の防止を阻害した程度が著しく高いと認められるとき。

エ 当該営業停止命令対象行為が行われた日前５年以内に、当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、当該特定金属くず買受業を営む者若しくは代理人等（当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。）又は当該特定金属くず買受業を営む者の代理人等であった者が行った法令違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがあるとき。

オ 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その特定金属くず買受業を営む者の過失が極めて重大であると認められるとき。

カ 特定金属くず買受業を営む者又は代理人等が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。

キ 特定金属くず買受業を営む者に改^{しゅん}悛の情が見られないとき。

別記第１（３関係）

(令 8 公委訓令 3 ・ 追加)

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 無届営業	法第3条第1項、法第23条第1号	A
(2) 名義貸し	法第6条、法第23条第2号	A
(3) 開始届出書等虚偽記載	法第3条第1項、法第24条第1号	D
(4) 変更・廃止届出義務違反、届出書等虚偽記載	法第3条第2項、法第24条第2号	D
(5) 報告義務違反・立入検査等の拒否等	法第13条第1項、法第24条第3号	D
(6) 隠匿携帯の禁止違反	法第15条、法第22条	D
(7) 氏名等表示義務違反	法第5条	F
(8) 本人確認義務違反	法第7条	D
(9) 本人確認記録作成義務違反	法第8条第1項	D
(10) 本人確認記録保存義務違反	法第8条第2項	D
(11) 取引記録作成義務違反	法第9条第1項	D
(12) 取引記録保存義務違反	法第9条第2項	D
(13) 警察官への申告義務違反	法第10条	D
(14) 指示処分違反	法第11条	B
(15) (1)から(14)までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為		当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類

別記第 2 （ 3 関係）

(令 8 公委訓令 3 ・ 追加)

法令違反行為	分類
(1) 刑法第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条第3項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	B
(2) 刑法第95条、第152条、第235条、第236条、第238条、第239条、第243	C

条（第235条、第236条、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条から第254条まで、第256条、第258条又は第259条に規定する罪に当たる行為	
(3) 刑法第261条又は第263条に規定する罪に当たる行為	E
(4) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる行為	C
(5) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第13号、第14号、第2項（第1項第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、第4条（第3条第1項第13号、第14号又は第3条第2項（第1項第14号に係る部分に限る。）に掲げる罪に係るものに限る。）、第10条（第3項に係る部分を除く。）又は第11条に規定する罪に当たる行為	C
(6) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第3項に規定する罪に当たる行為	D
(7) 古物営業法第31条に規定する罪に当たる行為	B
(8) 古物営業法第32条又は第33条（第5号（第21条の7の規定による警察本部長の命令違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為	C
(9) 古物営業法第34条第1号、第2号又は第35条（第1号（第10条の2第2項の規定違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為	D
(10) 出入国管理及び難民認定法第73条の2に規定する罪に当たる行為	C
(11) 関税法第111条第1項又は第3項に規定する罪に当たる行為	C
(12) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条（第3条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(13) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(12)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	O
(14) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(12)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
(15) (1)から(14)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限り、若しくは ^{ほう} 助する行為又は当該行為を教唆する行為）	当該法令違反行為に係

	る分類と同一の分類
--	-----------

別表 8

(令 8 公委訓令 3・旧別表 7 繰下)

銃砲等又は刀剣類所持者等に対する処分量定基準

項目区分	違反態様	適用法令・条文				対象者	量定基準
		法令	条	項	号		
1	行政処分該当事由	銃刀法	11	1	1～5	銃砲等又は刀剣類所持許可者	許可取消し
2	同上	同上	11	2		同上	同上
3	同上	同上	11	3		銃砲等所持許可者	同上
4	同上	同上	11	4		拳銃等又は猟銃所持許可者	同上
5	同上	同上	11	5		猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ所持許可者	同上
6	同上	同上	11	6		指導用空気銃所持許可者	同上
7	同上	同上	11	7		指導用クロスボウ所持許可者	同上
8	同上	同上	9の5	3		射撃教習資格者	認定取消し
9	同上	同上	9の10	3		射撃練習資格者	同上
10	同上	同上	9の16	2		クロスボウ射撃資格者	同上
11	同上	同上	11の3	1		年少射撃資格者	同上

様式第 1 号（第 2 条第 1 項関係）

第 号
年 月 日

鳥取県警察本部長 殿

警 察 署 長

行政処分事由報告書

本 籍			
住 所			
氏 名			
職 業		生年月日	
営 業	銃 砲 等 ・ 刀 剣 類		
許可・認定 (届出)年月日		許可・認定 年 月 日	
許可・認定 (届出) 番号		許可・認定番号	
許可・認定者		銃砲等又は刀 剣類・認定の種 別	
営業種別			
営業所の 所 在 地		銃番号・クロス ボウ番号(製作 者名)	
営業所の名称		用途	
認知年月日			
行政処分理由			
適用法条			
情状及び処 分上の意見			
備考			

[illegible]

5 当該違反行為をした年月日	年 月 日
6 当該違反行為の内容	
7 添付書類の目録	
8 通報元担当者	警 察 本 部 課 警電 職 名 氏 名
9 通報を受けた者	上記のとおり通報を受けた。 年 月 日 警 察 本 部 課 階級 氏名

注：記載欄が不足する場合は、行を挿入し、又は別紙を用いること。

様式第 3 号（第 2 条第 3 項関係）

第 号 聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書 年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第37条第 2 項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第26条第 1 項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。 年 月 日 殿 鳥取県公安委員会 印	
---	--

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第 4 条第 1 項第 8 号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（風俗営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。）、当該返納の日から起算して 5 年を経過するまで風俗営業の許可を取得できないこととなります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第4号（第2条第3項関係）

第 号

聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

鳥取県公安委員会 印

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第31条の23において準用する法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。）、当該返納の日から起算して5年を経過するまで特定遊興飲食店営業の許可を取得できないこととなります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 5 号(第 19 条関係)

第 号
年 月 日

番地
様

鳥取県公安委員会

取消し・営業（廃止・停止）命令通知書
を取り消した
の営業廃止を命ずる ので通知する。
の営業停止を命ずる

法第 条の規定により、次のとおり

処分の日		年 月 日
営業停止（廃止）期間		年 月 日から 年 月 日まで （ 日間）
許可・認定（届出）年月日及び番号		年 月 日 許可・認定・届出 第 号
種別	営業の種別	
	銃砲等又は刀剣類・認定の種別	
処分の理由		
参考事項		

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この

処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号(第 20 条関係)

受 領 書

年 月 日

鳥取県公安委員会 殿

住所
氏名

次の通知書を受領しました。

取消し・営業（廃止・停止）命令通知書
年 月 日
発第 号

様式第 7 号(第 20 条関係)

第 号
年 月 日

鳥取県警察本部長 殿

警 察 署 長

行政処分執行報告書

年 月 日付け 発第 号による行政処分を次のとおり執行したので報告する。

営業等の種別		銃砲等 営業 刀剣類
被処分者	住 所	
	氏 名	
執行状況	営業停止	年 月 日から 日間 年 月 日まで
	取 消 し 廃 止	許可証 年 月 日 回収 認定証
備 考		

様式第 8 号(第 22 条関係)

第 号
年 月 日

鳥取県知事 殿

鳥取県公安委員会

飲 食 店
公衆浴場
旅 館
興 業 場
営業停止通知書

次の者に対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 6 条第 2 項、第 3 0 条第 3 項、第 3 1 条の 2 5 第 2 項、第 3 4 条第 2 項、第 3 5 条の規定により、下記のとおり 営業の停止を命じましたから、同法第 4 2 条に基づき通知します。

記

営業所	住　　所			
	所在地			
	屋　　号		氏　　名	
	許可番号		種　　別	
営業停止の 期　　　　間	年　　　　月　　　　日から			日間
	年　　　　月　　　　日まで			

様式第 9 号（第23条関係）

公 表 対 象 処 分 表

被 処 分 者	認定の番号・届出書の番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所等の名称及び所在地	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会		鳥取県公安委員会

注 1）処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2）処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「元従業員からの通報を端緒として立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」、「探偵業の従業者が、調査対象者に執ようにつきまとったもの」等）。

様式第 1 号（第 2 条第 1 項関係）

（令 7 公委訓令 2 ・一部改正）

様式第 2 号（第 2 条第 2 項関係）

（令 7 公委訓令 2 ・追加）

様式第 3 号（第 2 条第 3 項関係）

（令 7 公委訓令 4 ・追加）

様式第 4 号（第 2 条第 3 項関係）

（令 7 公委訓令 4 ・追加）

様式第 5 号（第19条関係）

（令 7 公委訓令 2 ・旧様式第 2 号繰下、令 7 公委訓令 4 ・旧様式第 3 号繰下・一部改正、令 8 公委訓令 3 ・一部改正）

様式第 6 号（第20条関係）

（令 7 公委訓令 2 ・旧様式第 3 号繰下、令 7 公委訓令 4 ・旧様式第 4 号繰下・一部改正、令 8 公委訓令 3 ・一部改正）

様式第 7 号（第20条関係）

（令 7 公委訓令 2 ・旧様式第 4 号繰下、令 7 公委訓令 4 ・旧様式第 5 号繰下・一部改正）

様式第 8 号（第22条関係）

（令 7 公委訓令 2 ・旧様式第 5 号繰下、令 7 公委訓令 4 ・旧様式第 6 号繰下・一部改正）

様式第 9 号（第23条関係）

（令 7 公委訓令 2 ・旧様式第 6 号繰下・一部改正、令 7 公委訓令 4 ・旧様式第 7 号繰下・一部改正）